

令和4年第4回定例会（第1号）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 各常任委員会報告
日程第 4 出納検査報告
日程第 5 一般質問

○出席議員（17名）

議長	18番	木下敏	副議長	17番	青山金助
	1番	横田有一		2番	神崎和枝
	3番	平松俊一		4番	池田誠悦
	5番	田村敏郎		6番	稲垣明美
	7番	畑中静一		8番	長谷川生人
	9番	上野武彦		10番	坂本繁
	12番	中島勝也		13番	川村主税
	14番	江口勝幸		15番	若山雅行
	16番	川上弘一			

○欠席議員（1名）

11番 澤出明宏

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 杉原太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田東	総務課長	中村雄司
財政課長	青山栄久雄	情報防災課長	庭田昌輝
政策推進課長	花巻亘	税務課長	佐藤恵美子
会計課長	関口順子	住民課長	清野真里
環境生活課長	福川晃也	福祉課長	村山徳收
子育て支援課長	川崎恵子	健康支援課長	岩上剛
商工労働観光課長	磯場嘉和	農林水産課長	村上宏樹
土木課長	笠原泰之	都市住宅課長	川島篤実
上下水道課長	池田晃		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長 與田敏樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	倍 楼 司	学校教育課長	柴 田 憲
生涯教育課長	竹 内 圭 介	学校給食センター長	福 永 崇 弘
スポーツ振興課長	高 橋 雅 貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局 長 赤 石 旭

○本会議の書記

事務局 長	広 部 美 幸	書 記	山 本 翔 大
書 記	三 浦 蒼 生	情報管理係	真 勢 隆 幸
情報管理係	石 岡 洸 樹		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

5番 田 村 敏 郎

6番 稲 垣 明 美

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第4回七飯町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原 太） 議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和4年第4回七飯町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員の皆様にご御参集を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止を余儀なくされてきた夏の「大沼湖水まつり」、秋の「大沼ハロウィンナイト」、七飯オール物産グルメフェアが3年ぶりに開催されるなど、町民の皆様、そして関係各社の御協力の下、少しずつではありますが、経済活動も動き出し、観光客入り込み数も増加傾向にありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が特に北海道で増加し、第7波から8波への移行が心配されております。町民の皆様には、改めて感染予防対策をお願いするとともに、新型コロナウイルスワクチン接種により、重症化リスクを抑える対策への御協力をお願いし、感染予防と経済活性化の両立を目指してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、このたびの補正予算の主なものでは、

七飯町地域公共交通活性化協議会で御議論いただきました、七飯町ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験、昨今の原油価格の高騰に伴う各種燃料費及び電気料等について予算計上させていただきますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたします議案は、新規条例制定3件、条例の改廃議案3件、指定管理者候補者選定議案4件、補正予算の議案6件の合計16件でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

澤出明宏議員から本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

5番 田村 敏 郎 議員

6番 稲垣 明 美 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

各常任委員会報告

○議長（木下 敏） 日程第3 各常任委員会報告を議題といたします。

最初に、民生文教常任委員会の報告を求めます。

坂本委員長。

○民生文教常任委員長（坂本 繁） それでは、報告申し上げます。

委員会報告第8号。

民生文教常任委員会報告書。

令和4年6月21日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年11月24日。

七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、坂本繁。

記。

所管事務調査事項。

- ・奨学金等返還支援事業（仮称）について。
- ・GIGAスクール構想に伴うICT教育の現状について。

令和4年7月8日、8月23日、10月13日、11月15日、24日の5日間、委員会を

開催し、教育総務課長、学校教育課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行うとともに現地調査を行った。

1、調査の目的。

奨学金等返還支援事業（仮称）の創設予定であることから、事業内容について、また、GIGAスクール構想に伴うICT教育の現状について調査を行った。

2、調査の方法。

奨学金等返還支援事業（仮称）については、事業内容、条例・規則などの案、他の自治体の事例、七飯町育英基金条例の概要・実施などについて資料の提出を求め、教育総務課長への聴取を行った。

GIGAスクール構想に伴うICT教育の現状については、予算規模や最終目標、今後の費用負担見込みや課題、町内各学校の運用状況等について資料の提出を求め、学校教育課長への聴取を行うとともに、現地調査を行った。

3、奨学金等返還支援事業（仮称）について。

（1）目的。

当町のUIJターンの促進と人口流出の抑制、人口減少時代における定住人口増加及び地域企業の労働力確保を推進するため、令和4年度3月以降に大学等を卒業し、町内に住民登録し、七飯町及び近隣市町村に就業し、かつ七飯町育英基金や日本学生支援機構の奨学金等を借入している方を対象に、償還した奨学金等の一部を助成する制度を実施する。

（2）対象となる奨学金。

七飯町育英基金、日本学生支援機構の奨学金、その他町長が認める奨学金。

（3）助成金額。

- ・近隣自治体の企業等に就業した場合は、前年度の奨学金（利息分除く）の2分の1に相当する金額。

- ・町内の企業等に就業した場合は前年度の奨学金（利息分除く）の3分の2に相当する金額。

- ・当該年度の助成金の上限額は償還した月数掛ける1万円（年間上限12万円）。

・複数の奨学金の借入をしている場合は償還金を合算した額で助成金を算出。

・対象となる期間は償還開始月から起算して最大10年分。

(4) 対象となる条件（以下のすべてに該当すること）

・令和4年3月以降に大学等（大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校）を卒業（修了）した者。

・奨学金等の貸付を受け、償還未済額があり、令和4年4月以降に奨学金等の償還が始まる者。

・申請年度の前年度において償還義務のある奨学金を全額償還した者。

・奨学金の償還月以前から七飯町に住民登録があり、現に七飯町に居住している者で、申請する年度末まで町内に居住する見込みがある者。

・大学等を卒業（修了）後、七飯町及び近隣市町村の事業所等に正規雇用または非正規雇用（雇用保険加入）として従事している者（公務員及び独立行政法人職員は除く）、または農業等に従事する者で、申請年度末まで継続して就業する見込みがある者。

・本人に町に対する滞納等がない者。

・暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

委員からは、令和4年3月以前に卒業し奨学金を償還している町民は対象にならないのか。また、七飯町育英基金については償還後の助成ではなく償還免除という形や、全額免除としたほうがよいのではないかとの質疑があり、新たな制度であることから、対象は令和4年3月以降の卒業からとする。また、七飯町育英基金以外の奨学金との整合性を図るために償還後の助成として、全額ではなく一部助成という形で進めたいとの回答であった。

なお、奨学金等返還支援事業（仮称）に要した経費の2分の1は特別交付税措置の対象となるものである。

4、GIGAスクール構想に伴うICT教育の現状について。

(1) 当初構想及び予算規模。

GIGAスクール構想とは、Society 5.0の時代を生きる子どもたちのために、公正に「個別最適化され、創造性を育む学び」を実現させる国の取組である。

七飯町では、国の取組に合わせて令和2年度に児童生徒1人1台の端末を各学校に配置したほか、各学校におけるWi-Fi設備等のインフラ整備など環境の整備を行っている。

また、教職員に対しては、GIGAスクールサポーター及びICT支援員を配置することでサポート体制を整えている。

渡島管内の他市町においても全ての自治体において端末整備は完了しているが、ICT教育に伴う協議会等の設置状況においては、約半数の自治体で未設置の状態である。

GIGAスクール構想に伴う当町の予算規模は下記の表のとおりでありますので御覧ください。

(2) GIGAスクール構想に伴うICT教育の最終目標。

七飯町では令和2年度において1人1台端末の配備及びインフラ関係の構築が完了し、GIGAスクール構想を開始可能な環境が整うこととなった。

その後、令和3年度から各学校で本格運用を開始しており、各学校の担当者などから構成される七飯町ICT教育推進委員会を設置し、デジタル教材の採択や研修を行うなど教育面での環境も整えているところである。

環境整備については令和2年度で終了しているが、ICT教育としては、町内のどの学校においても変わらないレベルのICT教育を受けることを基本に、さらに子供たちの個性を踏まえて、可能性を発展させていくための教育を実施していくことが目標である。

(3) 今後の費用負担見込みや課題。

各校で現在使用している端末は、機器を管理する基本ソフトウェアであるOSのサポートが令和9年7月末で終了となるため、令和9年度には端末の更新作業を行う必要がある。端末の更新に係る補助事業等について、現時点におい

ては文部科学省の意向は示されていない状況であり、保護者負担の検討などが課題であるため他自治体の状況を注視する必要がある。

委員からは、W i - F i 環境のない家庭へのフォローや教員へのサポート、端末更新時の保護者への負担について質疑があった。W i - F i 環境のない要保護及び準要保護家庭へはモバイルルーターを無償で貸し出しており、通信料は各家庭での支払いとなっているが、月額1,000円前後と見られる。教員へのサポート体制として、I C T 支援員を配置しており、I C T 教育推進委員会を設置し対応しているとの回答であった。

また、各学校でのI C T 教育の活用状況について七重小学校と大沼岳陽学校において現地調査を行った。七重小学校では低学年の児童が漢字練習をタブレットを使い行っていた。大沼岳陽学校では7年生が美術の教科でタブレットを使用し自分の意見を提出していた。

5、まとめ。

奨学金等返還支援事業（仮称）においては、当町のU I J ターンの促進と人口流出の抑制、人口減少時代における定住人口増加及び地域企業の労働力確保を推進するために新設された事業である。

現在、多くの学生が経済的理由により奨学金を利用しており、その大半が貸与型であることから卒業後の返済の厳しさが社会問題として取り上げられてきている。国による給付型奨学金の拡充が図られるなど変化も見られるが、大学進学を志す当町の若者を支援するためにも奨学金等返還支援事業（仮称）の周知徹底を願いたい。

G I G A スクール構想に伴うI C T 教育の現状については、現地調査からも児童生徒が想像以上に使いこなしていることが理解できた。端末の更新時期の費用負担については保護者負担とならないよう関係団体と連携の上、国への要望等を視野に情報共有願いたい。

また、教職員への支援について引き続き十分なサポート体制を整え、町内のどの学校においても変わらないレベルのI C T 教育の推進につ

いて進めていただきたい。

現在もまだ新型コロナウイルス感染症は減少傾向とはならないことから、学級閉鎖等により登校できない場合のI C T を活用したオンライン授業の今後の活用を期待し、委員会報告とする。

以上で終わります。

○議長（木下 敏） 委員会運営例規第79項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、総務財政常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） 委員会報告第9号。

総務財政常任委員会報告書。

令和4年6月21日、第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年11月24日。

七飯町議会議長、木下敏様。

総務財政常任委員会委員長、池田誠悦。

記。

所管事務調査事項。

- ・移住定住対策の現状について。

- ・防災対策の現状について。

令和4年6月30日、8月22日、9月6日、11月2日、24日の5日間、委員会を開催し、政策推進課長、情報防災課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

また、10月17日から20日までの4日間、福岡県筑後市と鹿児島県鹿屋市での行政視察を行った。

1、調査の目的。

移住定住対策の現状については、移住者の現状や移住者及び子育て世帯に向けた施策の現状について調査を行った。

防災対策については、過去の災害の発生状況や避難訓練の実施状況について調査を行った。

2、調査の方法。

移住定住対策の現状については、町及び近隣

市町における移住者や子育て世帯に向けた支援策一覧、移住者の推計に関する資料の提出を求め、政策推進課長への聴取を行った。

また、早期から移住定住に対する施策を行っている福岡県筑後市を視察先として訪問し調査を行った。

防災対策の現状については、過去の災害の発生状況、避難訓練の実施状況、防災ハザードマップに関する資料の提出を求め、情報防災課長への聴取を行った。

また、これまでに幾度も台風等による豪雨災害に見舞われてきた鹿児島県鹿屋市を視察先として訪問し、現地調査を含め調査を行った。

3、移住定住対策の現状について。

(1) 当町における移住者や子育て世帯に向けた支援策について。

当町ではこれまで、高校卒業までの医療費自己負担額助成などの効果により、子育て世帯の移住者が多い結果から社会増となっており、今後も子育て世帯を中心に、移住地として選ばれるような施策を行っていくとのことであった。現在の当町における主な支援策は「表1」のとおりである。

表1を参照してください。

(2) 他市町における移住者や子育て世帯に向けた支援策について。

近隣の市町においても、高校生までの医療費無償化を実施するなど共通した支援策も多く見られた。近隣の市町の主な支援策は「表2」のとおりである。

表2を参照してください。

(3) 移住者の推計。

令和3年における道内からの転入者は函館市からの移住者が最も多く、次いで北斗市、札幌市となっている。道外からの転入者は東京都からの移住者が最も多く、次いで神奈川県、千葉県と関東圏からの移住者が多くなっている。

また、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、移住希望者が現地を訪れることが難しくなっているため、オンラインでの移住相談を実施している。

4、防災対策の現状について。

(1) 災害種類別の災害発生状況について。

平成30年の胆振東部地震により、生乳の廃棄や一部施設で軽微な被害が確認された。また、町内全域で発生した停電への対応のため自主避難所を開設し、延べ266名の避難があった。

風水害の被害については、平成30年の台風21号や本年8月の豪雨により、道路の冠水や河川からの越水、農作物への被害などが発生している。

(2) 災害種類別の避難訓練の実施状況。

火山噴火災害を想定した避難訓練を平成13年度より実施しているが、地震被害及び風水害については、避難訓練を実施していない。

また、町内各学校における防災訓練の実施支援や、町内会や社会福祉協議会等の防災学習会へ講師を派遣している。

5、事務調査のため委員の派遣を行った。

(1) 調査事項。

移住定住対策の現状について。防災対策の現状について。

(2) 派遣期間。

自 令和4年10月17日、至 令和4年10月20日。

(3) 派遣先。

福岡県筑後市。鹿児島県鹿屋市。

【行政視察調査】

1、福岡県筑後市の概要。

筑後市は、福岡県の南部に広がる筑後平野の中心にあり、東西7.5キロメートル、南北8.2キロメートル、面積41.78平方キロメートルのほぼ平坦な地形となっている。八女郡の山間部に端を発した矢部川が市の南部を流れ、それに沿って船小屋温泉郷が形成されている。恵まれた水、温暖な気候と肥沃な土地を生かし、古くから米、麦、梨、ブドウ、八女茶をはじめとして農業が盛んに行われてきた。

また、平成23年3月には九州新幹線が博多から鹿児島中央まで全線開通し、筑後市においても「筑後船小屋駅」が開業し、駅周辺には、県営筑後広域公園や九州芸文館、HAWKSベースボールパーク筑後などの整備も進み、今

後ますますの発展が期待されている。

2、筑後市における移住定住対策の状況。

(1) 筑後市の人口推移について。

筑後市は、交通の利便性がよく、買い物する場所や病院といった生活に欠かせない施設が揃っており、生活環境が良いことから結婚を機に新生活の場として選ばれてきたため、これまで社会増が続いてきた。

また、平成22年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっているが、令和2年における合計特殊出生率は1.60と全国平均の1.34と比較し非常に高い数値を示している。

(2) 移住定住対策のプロモーション活動について。

筑後市では、近隣の7市町で「築後七国」として連携し、観光や産業振興を図っており、それぞれの特色を生かした「〇〇のくに」というキャッチコピーをつけて様々なプロモーション活動を行っている。筑後市は「恋のくに」として、市のプロモーション活動を行い、それに合わせて移住定住対策のプロモーション活動を進めている。

プロモーション活動に使用するパンフレット等は基本的に担当課が作成し、その際にはPRキャラクターである「はね丸」を活用している。全職員が利用できる庁舎内のフォルダに様々なパターンの「はね丸」を保管し、全職員が自由に使用できる環境を整えることで、それぞれが統一感を持ちながらも自由な発想で作成を行い、ターゲット層を捉えたパンフレット等の制作を行っている。

(3) 筑後市における移住定住に関する取組について。

筑後市では、平成25年3月に筑後市定住促進行動計画を策定し、他市町に先駆けて様々な移住定住の取組を進めており、令和4年度現在の主な定住支援事業は「表3」のとおりである。

表3を参照してください。

「ちくごで育てる（安心して子どもを産み、育てられるまちをつくる）」を重点政策として、希望どおり結婚・出産・子育てすることが

できる環境を実現できるよう市が一体となって施策を行っている。

結婚新生活家賃支援事業や結婚サポートセンター事業などの取組により、結婚や新生活を機に移住する人をサポートし、多子出産祝い金や筑後市臨時特別出産祝い金、奨学金返還支援事業など、既に築後に住み、子どもを育てている方へ向けた施策も行うことで、安心して子育てを続けてもらう環境を提供している。

筑後市の担当者からは、社会増により人口を増やすことはもちろん重要なことであるが、出生率を上げることこそが人口対策の本質と捉えて施策を展開しているという話が聞かれたが、筑後市の合計特殊出生率からも施策の効果が現れていることを感じた。

3、鹿児島県鹿屋市の概要。

鹿屋市は、九州南東部、鹿児島県大隈半島のほぼ中央に位置した人口約10万人の中核都市であり、大隈地域の交通・産業・経済・文化の拠点となっている。市域北部には日本の自然百選にも選ばれている壮大な高隈山系、その南側には、国営第1号の畑地かんがい施設を持つ笠野原台地や肝属平野が広がっている。

4、鹿屋市における防災対策の状況。

(1) 鹿屋市の地域特性について。

鹿屋市は、火山灰土壌で形成されている上に、急傾斜地や崖地が多く、また、年平均4個の台風の影響を受けるなど、降雨災害の影響を受けやすい立地となっている。令和2年7月の豪雨では、1時間に109.5ミリメートルの観測史上一番の雨が降るなど、台風や雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、浸水や家屋倒壊などの災害を起こす最大の要因となっている。

(2) 鹿屋市での災害対策について。

過去の集中豪雨により、市内中心部の肝属川沿いを初め、市内の至るところで家屋の流失や全壊・半壊のほか、床上浸水や崖崩れが発生し、甚大な被害に見舞われていたことから、肝属川を市街地のの上流で分岐し、トンネルを通して下流で再度合流させる大規模な治水対策事業を行っていた。この大規模な治水対策事業により、近年の観測史上一番の豪雨時にも整備実施

地区では洪水に起因する被害はなかったとのことであり、過去を教訓に先手を打った対策を実施し、被害を未然に防いでいることを実感した。

(3) 鹿屋市での災害発生時の対応について。

鹿屋市では、過去の災害を受けて防災マップの更新や自主防災組織等の支援、災害対策本部機能の強化、指定避難所の見直しなどを行っており、避難所については、避難所マニュアルをすべての避難所別に作成し、どの職員がどこの避難所に配置されても避難所の運営がしやすいよう工夫されていた。さらに、市独自の要綱により、「届出避難所」という制度を設けており、これは町内会や民間施設などが自主的に設置する避難所であり、市へは人数等の報告のみで、市の職員は設置に携わらないとのことであった。

また、大阪大学と連携し「災救マップ」を令和3年7月から運用を開始したことで、開設している避難所の位置や混雑状況をスマホ等で知ることができるようになり、避難の際の一助となるほか、災害対策本部の二次避難所開設の判断にも有効であったとのことであった。

6、まとめ。

移住定住対策の現状については、当町においても様々な施策を行っているが、他市町と比較し特筆すべき施策を実施できていないなど課題も残る。筑後市の移住定住対策は市単独の事業だけではなく、近隣の八女市及び広川町の3自治体が連携し、婚活イベントの企画実行や結婚サポートセンター事業を実施しており、また、結婚新生活家賃支援事業については、福岡県で広域連携事業として事業申請することで対象者への補助上限額を引き上げるなど、県全体でも移住定住対策を積極的に推進している印象を受けた。このような広域での取組は、函館市や北斗市と生活圏を同じくする当町においても大いに参考になる取組であった。

出生率の向上に資する対策も含め、今後の移住定住対策のより一層の推進を望むものである。

防災対策の現状については、鹿屋市では、地域防災マネージャーを防災対応の安全安心課長として登用しており、職員に対し公費での防災士資格の取得を推進するなど、非常に防災に対する意識が高い。

また、全戸へ配布している防災マップへ「我が家の防災メモ」というページを設けていたり、住民が自主的に避難所を開設する届出避難所制度が実施されるなど、住民の防災に対する関心も高いことが伺えた。古くから台風等により大規模な災害に見舞われてきた歴史があるからこそその意識の高さであると感じたが、近年では、当町でも一時的な豪雨により被害が発生するなど、いつ、大規模な豪雨被害に見舞われてもおかしくないことから、今後は、町としての防災意識を高めていくことを望むものである。

以上です。

○議長(木下 敏) これより、議会運営例規第79項の規定により、行政視察研修における報告に限り、質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 1点だけ質問させていただきます。

合計特殊出生率が非常に高い値を示しているという報告がありました。また、表3では、新婚生活家賃支援だとか、マイホームの取得支援だとか、そういうことが書かれているのですが、この辺もう少し具体的に説明をお願いできませんか。

○議長(木下 敏) 詳細な答弁をするために、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

平松俊一議員の質問に対する答弁より入ります。

池田委員長。

○総務財政常任委員長(池田誠悦) 貴重な時間をいただき申し訳ございませんでした。

平松議員から言われました移住促進計画につ

いてということで、筑後市の取組として、第4次筑後市総合計画、平成19年から28年において、中間年度、平成23年度末の想定人口4万9,000人、最終年度、平成28年度末の想定人口5万人に想定、しかし、平成23年度末人口推測が想定人口を下回る見込みとなったため、平成24年度から第4次筑後市総合計画、後期計画において、定住促進を重要な取組として推進し、平成25年3月に筑後市定住促進事業計画を策定して、それ以来、平成25年から1.68、平成26年1.69、平成27年1.60、平成28年1.71、平成29年1.70、平成30年1.67、平成31年1.62、令和2年1.60として出生率を、このような事業を行った結果キープしておりますとの説明でした。そのような参考資料が届いておりました。

それからもう一つ、結婚新生活家賃支援ということで、築後市の事業の概要としましては、平成25年度より新婚世帯家賃支援事業を開始している。新たに結婚し、市内の家賃住宅に住む40歳未満の夫婦に対し、家賃から4万8,000円差し引いた額を最長36か月間支給する。支給額は月1万円が上限。平成27年度より家賃要件を4万4,000円に、平成30年度より対象要件を、夫婦の年齢の合計が80歳未満と緩和されました。

令和3年度より名称を変更し、これまでの内容に加え、敷金を上限5万円として支給するという拡大されたという参考資料が届いております。

それから、結婚サポート事業につきましては、平成23年度より事業開始、筑後市、八女市、広川町の30歳以上の婚活イベントの企画、実行及び登録会員の管理等、サポートセンターの運営一式をNPO法人へ事業委託している。

活動内容は、婚活イベントや相談等を年間10回程度の実施、個別お見合いは随時実施している。令和2年にサポートセンター事務所を八女市から筑後市のチクロスに移転し、リニューアルオープンしたと資料には書いております。

このように婚活事業も一生懸命に率先してお

ります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） すみません。簡単な答弁が出ると思ったのですが、お聞きしたいのは、どういうことをしたら出生率が高く維持できているか、具体的なことをお聞きしたかった。何年度がどうのこうのとか、統計はいいですから、ほかでやっていないような新しいことをやっているのかということをお聞きしたかったのと。

マイホームの取得支援事業とありますけれども、例えば具体的に家を建てたら100万円だとか、そういう数字を簡単に説明してもらえれば有り難いのです。

○議長（木下 敏） 池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） 今回の視察で、そこまで掘り下げた質問等はしてこなかったのですが、そちらのほうから資料はたくさん送られてきていますので、もしそのような内容が知りたければ、事務局のほうの資料を参照してもらえればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、民生文教常任委員会の報告を求めます。

坂本委員長。

○民生文教常任委員長（坂本 繁） それでは、報告いたします。

委員会報告第10号。

民生文教常任委員会報告書。

令和4年9月22日第3回定例会における議決に基づき、当委員会の所管につき調査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年11月24日。

七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、坂本繁。

記。

事務調査のため委員の派遣を行った。

1、調査事項。

ゼロカーボンシティの取組について。

2、派遣期間。

令和4年11月7日から11月10日まで4日間。

3、派遣先。

熊本県小国町、熊本県水俣市。

【行政視察調査事項】

・ゼロカーボンシティの取組について。

令和4年度七飯町施政方針において、世界的に脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、地球温暖化の問題に地域レベルで貢献するため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ「ゼロカーボンシティ」を目指し、省エネルギー施策や森林整備等、長期的な視点で取り組むと記載しており、その実現に向けた具体的な施策等については、今後検討することとなっている。

そこで、「ゼロカーボンシティ」が普及する前より低炭素社会への転換を進め、「環境モデル都市」として平成25年度に認定された小国町と、平成20年度に認定された水俣市を行政視察先として訪問し、その事業の取組状況について調査を行った。

なお、両自治体とも「ゼロカーボンシティ」の表明はしていないが、「環境モデル都市」として選定される以前より低炭素社会への取組として独自の政策を行い現在に至っている。

環境モデル都市とは、低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減などへの取組を行うモデル都市として、国より選定された自治体。平成20年度に13都市、平成24年度に7都市、平成25年度に3都市の合計23都市が選定された。

1、小国町の概要。

小国町は九州のほぼ中央、熊本県の最北端に位置し、総面積およそ137平方キロメートルで、そのうち約78%が森林で、豊かな水と雄大な自然に囲まれている。

標高300ないし800メートルの間にあ

り、夏は比較的涼しいが冬はとても寒く、マイナス5度以下になることがあり、積雪もある。平均気温は13度、年間降水量は2,500ミリメートルと多い地域である。

人口は、昭和30年の1万6,467人をピークに減少しており、平成27年の国勢調査では約56%減の7,188人、令和2年度の国勢調査では6,599人となっており、主な産業は農業、林業、観光業である。

令和6年度発行予定の新千円札の肖像画に選定された世界的細菌学者・北里柴三郎博士は、小国町の出身である。

2、小国町の環境モデル都市としての取組。

(1) 小国町のまちづくり。

小国町の代名詞的特産品である「小国杉」は江戸時代から人工造林が始まって250年以上がたつ。しかし、1980年をピークに多くの国有林同様、小国杉の需要は下降したため、間伐材を活用した木造公共施設を建築し、小国杉を地域デザインのテーマとしたまちづくりを目指した。そして、木材重要拡大による林業振興のため間伐を促進することで森林の適正管理を行った。このまちづくりが低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジしている都市として、平成25年度に「環境モデル都市」に選定された。

(2) 環境モデル都市としての取組。

平成27年度には役場庁舎、公立病院、介護老人保健施設に対しLED照明機器や太陽光発電設備を導入、平成28年度には介護老人保健施設の敷地内に木質チップボイラーを設置し、介護老人保健施設と公立病院に対し給湯と暖房に対する熱供給など、二酸化炭素削減に向けての取組を行っている。

また、町内の温泉施設に木質バイオマスボイラーを導入し、エネルギーの地産地消に努めた結果、導入後の重油使用量は14分の1となった。

その他、民間事業者が地熱を利用して地熱発電所を稼働させ、小国町と連携した取組を行っている。

今までの取組が評価され、平成30年度に国

より「SDGs 未来都市」に選定された。

SDGs 未来都市とは、国が平成30年度よりSDGs（世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみならず2030年までに解決していこうという計画・目標）の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、「経済」「社会」「環境」の三側面の総合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度。

（3）今後の取組。

地域資源（地熱と森林）を活かした循環型の社会と産業を創出し、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指すため、「小国町SDGs 未来都市計画」を平成30年に策定した。町内が一体となり、町民が主体的に行う低炭素・環境負荷低減に資する行動促進を図り、官学民の連携やパートナーシップによる、公正で持続可能な社会の達成を目指している。今後は環境モデル都市としての取組よりも一歩前進したSDGs 未来都市として「小国町SDGs 未来都市計画」を基に事業を進めていく。

委員から、「ゼロカーボンシティ」を目指す表明は行わないのか、また、2050年に二酸化炭素を実質ゼロにするために、自治体として初期にはどのような事業を行ったらいいかとの質疑があり、従来から低炭素社会の実現に向け事業を進めてきたので、「ゼロカーボンシティ」の表明を行うことは考えていない。また、住民が納得して取り組める内容のPR活動が必要であり、小中学校での授業等から取り組むのが効果的であるとの回答であった。

3、水俣市の概要。

水俣市は、熊本県の南端、鹿児島県の県境に位置し、面積はおよそ163平方キロメートルで、東西に約22キロメートル、南北に約14キロメートルで、そのうち約75%が森林となっており、不知火海を臨むリアス式海岸の美しい湯の尻海岸や、環境をテーマとした最新施設などがある。

人口は、昭和31年に5万人を超えピークを迎えたが、平成元年から令和元年の30年間で年間平均1万1,000人ずつ減少しており、令

和元年12月末には2万4,275人とピーク時の半以下以下の水準となっている。

産業分類ごとの就業者数では男性は製造業、女性は医療福祉関係が最も多い。

4、水俣市の環境モデル都市としての取組。

（1）水俣市のまちづくり。

高度経済成長期に水俣市内の工業廃水にメチル水銀が混じって環境中に排出され、これらを多く取り込んだ魚や貝を人が摂取したことで「水俣病」と呼ばれる公害病が発生した辛い歴史がある。世界に例がなかった公害「水俣病」により環境が破壊され、生命や健康に被害を生じ、差別や偏見を生んだ。このことから環境によるまちの再生とコミュニティの再生を目指し、平成4年度に「環境モデル都市づくり宣言」を行い、様々な取組を行ったことにより、平成20年度に国より「環境モデル都市」として選定された。

（2）環境モデル都市としての取組。

環境モデル都市としての選定される以前より環境問題に取り組んできた水俣市は、環境モデル都市の目指すべき姿として市独自に「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」を行い、SDGsの考え方にに基づき、これまでの取組や政策をさらに発展させ、環境・経済・社会の三側面の総合的取組による持続可能な社会づくりを目指し、市民協働によるごみの高度分類（23種類）や、小中学校・高校での環境学習を行ってきた。また、市の施設において再生可能エネルギーの導入を行っており、市民参加のごみ減量化など先進的な取組が評価され、全国13の環境市民団体で構成される「環境コンテスト全国ネットワーク」より、平成23年3月に全国初となる「環境首都」の称号を獲得した。その後、国より今までの取組が評価され、令和2年7月に「SDGs 未来都市」に選定された。

環境首都とは、行政だけではなく、住民の参加と協働によって、都市を環境に優しく、持続可能なものへと変えていく取り組みを行う都市。

（3）今後の取組。

2005年の温室効果ガス排出量を基準と

し、2050年に50%の削減を目指しているが、「ゼロカーボンシティ宣言」は特に考えてはいない。今後も低炭素社会の推進に向けた取組を継続し、「環境」と「経済」が調和した持続可能な社会の創出を行う。

委員から、市の施設において再生可能エネルギーとして太陽光発電を導入しているが、耐用年数が経過した太陽光パネルの廃棄問題について、また、住民に二酸化炭素削減問題をどのようにアピールしたら効果的かとの質疑があり、太陽光パネルの廃棄問題についてはライフスパンを考えなければならないが、まだ進んでいない。また、住民に対しては繰り返しPRすることや、住民のモチベーション維持のためにも成果を還元する仕組みが大切である。住民には建前だけではなく、分かりやすくメリットを提示するのが効果的であるとの回答であった。

5、事前の質問事項に対する回答。

今回の行政視察において、小国町と水俣市に対して事前に質問事項を提示しており、その回答は「表1」のとおりでございますので、後ほど御覧ください。

6、まとめ。

ゼロカーボンの推進においては、一定の再生可能エネルギーの普及が効果的であり、当町においても民間事業者の太陽光発電の設置が加速しているが、今後、廃棄問題が心配となるところであり、効率的な再生可能エネルギーの普及について改めて認識するに至った。

小国町や水俣市は従来から独自に低炭素社会に向け、環境問題に先進的に取り組んでおり、国から「環境モデル都市」として選定されている。今後も継続して住民とともに環境・経済・社会の三側面の総合的取組による持続可能な社会づくりを目指し、「SDGs未来都市計画」を策定している。

国は、ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体に対し、情報基盤整備、計画等策定支援、設備等導入を一気通貫で支援するとしているところである。

2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティを達成することは極

めて難しいテーマである。今回視察を行った両自治体では、住民に対しメリットを提示してあげることが効果的であると説明していた。また、次世代を担う子どもたちに期待を寄せ、環境における教育に力を入れていることは大いに参考となった。

当町は、省エネルギー施設や森林整備等、長期的な視点で取り組むとすることから、国からの有利な補助金制度を活用などを視野に入れ、例えば戸別住宅に太陽光パネルと蓄電池を設置する場合に補助金を交付する仕組みをつくるなど、国からの情報を常に取得し積極的に検討されることを望み、委員会報告とする。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、議会運営例規第79項の規定により、行政視察研修における報告に限り、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、経済産業常任委員会の報告を求めます。

畑中委員長。

○経済産業常任委員長（畑中静一） 委員会報告第12号。

経済産業常任委員会報告書。

令和4年6月21日第2回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査をした結果を下記のとおり報告する。

令和4年11月28日。

七飯町議会議長、木下敏様。

経済産業常任委員会委員長、畑中静一。

記。

所管事務調査事項。

・ふるさと納税について。

・上水道の現状について。

令和4年7月5日、8月8日、29日、10月3日、11月17日、28日の6日間、委員会を開催し、商工労働観光課長、上下水道課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取とともに現地視察を行った。

また、11月7日から10日までの4日間、宮崎県小林市と鹿児島県伊佐市での行政視察を行った。

ふるさと納税について。

1、調査の目的。

ふるさと納税は寄附金により自主財源の向上を見込める制度である。北海道では海に隣接する自治体の海産物が返礼品として人気であり多額の寄附を集めている。海のない七飯町をふるさと納税を通じて活性化させるために実態調査を行った。

2、調査の方法。

ポータルサイトごとの寄附額の状況（令和2年度及び令和3年度）、ポータルサイトごとの返礼品の状況（上位5品目）、海のない自治体のふるさと納税の状況、返礼品開発に対する補助制度の実態の資料提出を求め、商工労働観光課長への聴取調査及び海のない自治体で寄附額が増加傾向にある宮崎県小林市を先進地として訪問し調査を行った。

3、七飯町のふるさと納税について。

（1）寄附額及び返礼品の状況。

①寄附額の状況（令和2年度及び令和3年度）。

令和2年度はふるさと納税の窓口となるポータルサイトを「さとふる」と「ふるさとチョイス」の二つを運営していた。令和3年度では新たに「楽天」と「三越伊勢丹」の二つを追加し、令和3年度末の時点で、合計四つのポータルサイトを運営している。

各ポータルサイトの令和2年度及び令和3年度の寄附件数及び寄附額、1件当たりの寄附額は下記の「表1」「表2」のとおりである。

表1、表2については後で御覧いただきたいと思います。

②人気のある返礼品。

令和2年度の件数別返礼品人気順位では、さとふるはじゃがいもバターセット、ふるさとチョイスは天然水がそれぞれ1位となっている。次いで地ビールやガラナ、りんご等の返礼品がおおむね横ばいに並んでいる。令和3年度では、四つのポータルサイトで1位は冷凍ホタ

テ貝柱となり、全体の半数近くを占めている。

（2）寄附金の用途。

寄附金は町の財源として以下の7項目において使用される。

- ・健康・福祉・医療の増進を図る事業。
- ・学術・文化・芸術・スポーツ振興を図る事業。
- ・地域づくりの増進を図る事業。
- ・子どもの健全な育成を図る事業。
- ・観光・レクリエーションの振興を図る事業。
- ・国際交流、地域間交流の推進を図る事業。
- ・その他、町長が認める公益的な事業。

4、事務調査のため委員派遣を行った。

1)調査事項。

ふるさと納税について。

2)派遣期間。

令和4年11月7日から令和4年11月10日。

3)派遣先。

宮崎県小林市。

【行政視察調査事項】

1、宮崎県小林市の概要。

小林市は宮崎県の南西部に位置し、市域北東部で熊本県、市域の南西部で鹿児島県と隣接する海のない自治体である。市の一部が霧島連山の北東部にあたり、多数の山々を市域に含み、また、中南部はカルデラが陥没した小林盆地の北部が市の中心市街地となっている。

また、宮崎牛を中心とした畜産が盛んである。令和4年10月6日から10日にかけて開催された第12回全国和牛能力共進会（通称、「和牛のオリンピック」）において、小林市で生育された和牛が宮崎県代表として出場し、内閣総理大臣賞を受賞するなど、小林市の和牛は全国的に見て高い評価を受けている。

2、小林市のふるさと納税の取組状況。

（1）小林市の現状について。

小林市のふるさと納税の寄附額の推移を見ると、ふるさと納税制度での返礼品が全国的に浸透し始めた平成26年度から平成28年度、令和2年度から令和3年度にかけて急激に寄附額

を伸ばしており、総務省の発表によると令和3年度に14億40万3,000円と過去最多の寄附額を記録した。返礼品の類型別の順位は1位が宮崎牛、2位が天然水の定期便、3位がマンガー、4位が肉類の加工品、5位がブドウ（主としてシャインマスカット）となっており、宮崎牛の人気の高さがうかがえる。

（2）小林市のふるさと納税の取組状況について。

小林市は「ふるさと納税で地元を元気に！！」をミッションとして掲げ、取り組んでいる。これを踏まえ、ふるさと納税を通じて「知ってもらう・ファンになってもらう・共感してもらう・応援（選んで）もらう」を実践することで、結果的に関係人口拡大や地域活性化等の地方創生につなげることを目指しており、ふるさと納税自体は地方創生のための一つの手段として捉えている。また、寄附額において、おおむね10億円を目標として設定しており、令和3年度は目標額を大きく上回る14億40万3,000円の寄附を集めた。令和2年度と令和3年度の寄附額の伸び率は約200%となっている。増加の要因としては、効果的なプロモーションを実施したこと、寄附者のニーズに沿った返礼品の開発・見直しを実施したことが挙げられていた。効果的プロモーションの実施について、小林市では「ハッシンコバヤシ！！プロジェクト」を実施している。このプロジェクトはファン獲得や関係人口の拡大、地元の人々の郷土愛を醸成し観光や消費等への具体的な行動につなげる、地域の人を生き生きとさせることを目的としており、地域住民とともに小林市の魅力を広めていくものである。具体的な取組としてローカルCMの作成や地元高校生からなる高校生記者クラブの発足等の事業を実施している。このローカルCMは地域住民の男性3人が出演し、職員が自主制作したものであるが、大手の広告代理店が作成したローカルCMを抑えローカルCM大賞を受賞しており、大きな反響を生んだ。また、返礼品の開発・見直しについて、主体は地元企業という考えの下、ふるさと納税の流行や情勢を踏まえ市職員がアドバイ

スをするというものである。加えて、新商品を開発するにあたって、地域課題解決型ビジネスに沿った商品開発の場合は、「起業化支援プロジェクト」というクラウドファンディングを活用した協力も実施している。

寄附者が選択できる用途項目は、子育て支援、教育環境の整備、防災、文化の継続、産業の維持、健康の維持、その他市長の判断する用途の七つである。特に用途に子育て支援をする選択する寄附者が多く、令和3年度では全体の3割ほどを占めている。また、産業の維持において、基幹産業である畜産の抱えている後継者問題等を寄附金による投資をすることで解決できるのではないかと期待を寄せている。

平成25年度にふるさと納税が本格化した際に、話題づくりや商品のプロデュース等を多角的な視点から実施し、寄附者のニーズを幅広く汲み取り反映するために、年齢や所属課に関係なく横断的なプロジェクトチームを発足している。

（3）個別プロジェクトの実施。

小林市は、ふるさと納税を通じ地方創生をすることを目標としているため、直接のふるさと納税以外にも様々なプロジェクトを合わせて行っている。

①B印プロジェクト。

「B印プロジェクト」はSDGsとふるさと納税を組み合わせたプロジェクトである。地域の製菓店や農業従事者等と協力し、本来なら廃棄や自家消費する商品をリブランディングし、ふるさと納税の返礼品として商品化する。このことにより、フードロスの削減や地域経済への寄与等の効果を創出している。

②起業化支援プロジェクト。

「起業化支援プロジェクト」は地域課題解決型ビジネスの起業を支援するプロジェクトである。支援を要望する事業者・新規事業者を広く募り、市のほうで審査する。審査を通過した事業をクラウドファンディングを用いて小林市の承認を受けた事業としてPRし、また、一部費用をふるさと納税で得た寄附金を原資として補助する。令和3年度は2件の起業実績がある。

5、まとめ。

寄附金の増加を図るためには、単価を高めることが有効と考える。そのためには七飯町全体のブランド力の向上が重要である。

また、ふるさと納税の本質は「ふるさと納税を通じて出身地に貢献する」である。そのため今後のまちづくりの指針が基盤となり、それを明確化させ、充実を図ることで寄附者の期待感を持たせ、リピーターにつながる。小林市はふるさと納税を地方創生・地域活性化のための一つの手段と捉えており、ふるさと納税を通じて地域に何を残せるのかを重視していた。七飯町においても、寄附額だけではなく、ふるさと納税の先を見据えた新たな視点が求められる。

上水道の現状について。

1、調査の目的。

七飯町では、水道ビジョン（平成25年度策定）並びに経営戦略（平成30年度策定）の見直しを現在進めている。見直しにあたり、管路、施設等の老朽化の状況とその更新に関する調査を行った。

2、調査の方法。

施設の概要、維持管理状況、埋設されている水道管の状況と更新計画、地区ごとの人口と水道利用量（5年分）、災害時の対応の資料提出を求め上下水道課長へ聴取調査、水道施設の現地調査及び、給水人口や水道構成で類似する鹿児島県伊佐市を先進地として訪問し調査を行った。

3、七飯町の上水道の現状について。

（1）水道施設。

①主要施設の種別及び箇所について。

主要施設は取水施設、浄水施設及び配水施設に分かれている。また、水源は湧水と深井戸であり、表流水を利用していないため、ろ過施設を有していない。具体的な地区ごとの各施設の箇所や水量等については「表3」のとおりである。

表3については、後で御覧いただきたいと思っております。

②整備年次等。

地理的要因や町水道移管前の各地区組合水道

からの資産の受贈、人口や商工業施設の有無等の社会的要因等から地区ごとに各施設の割合が異なる。また、整備年次の違いもあるため、整備年次や種別は「表4」のとおりである。

これも後で御覧いただきたいと思っております。

（2）管路。

①水道管布設状況。

令和3年度末の七飯町に布設されている水道管の総延長は約323キロメートルになり、このうち経過年数が41年以上50年未満の水道管は全体の25.1%の約81キロメートル、経過年数が51年以上の水道管は全体の2.0%の約6キロメートルと、全体的に布設から年月が経過しており、更新を必要としてきている。各地区の布設状況は「表5」のとおりである。

表5を後で御覧いただきたいと思っております。

②管路の更新計画。

水道管の更新は、令和3年度に策定した「七飯町耐震化計画」に基づき、令和3年度から令和12年度までの年次計画を基に更新事業を実施している。この更新事業計画では、令和12年度までに延長約17キロメートルで概算費用13億5,935万2,000円の事業計画となっている。

これらの事業計画の支出と水道料金等による収入に関する見込みについては、「七飯町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」に直近の人口動態等を反映し、将来の給水人口並びに水需要等を考慮した改定見込みの経営戦略を基に、収支均衡を図りながら、必要な財源等の確保を図る予定となっている。

4、事務調査のための委員派遣を行った。

1）調査事項。

上水道の現状について。

2）派遣期間。

令和4年11月7日から11月10日。

3）派遣先。

鹿児島県伊佐市。

【行政視察調査事項】

1、鹿児島県伊佐市の概要。

伊佐市は宮崎県、熊本県に隣接する鹿児島県本土最北の市である。九州山地に囲まれた盆地

に囲まれ、昼夜間の寒暖差が大きく九州地方の中でも比較的寒冷であるため、「鹿児島県の北海道」と言われている。平成28年1月25日に最低気温マイナス15.2度を記録した際には、水道管が破裂し、空き家を含む約3,000戸が被害を受けた。また、山間部に位置しているため水源に恵まれており、「日本水源の森百選」に選ばれた奥十曾溪谷や一級河川の川内川等がある。

市内を流れる川内川とその支流が合流する地点は曾木の滝と言われる大瀑布を形成しており、雄大な自然を身近に感じることができる観光の名所となっている。

人口は令和4年10月1日現在で2万4,346人、山間部に位置しているため、全体を通して七飯町と類似しているが、平成20年に大口市と菱刈町が新設合併して誕生した経緯がある。

2、伊佐市の上水道事業。

(1) 伊佐市の上水道の概要。

①水道業計画。

伊佐市水道事業計画は令和元年に事業変更を行った。詳細に関しては「表6」のとおりである。また、水道事業認可申請時に菱刈・崎山簡易水道事業を廃止し、伊佐市水道事業（上水道事業）に事業認可を統合した。

表6については、後で御覧いただきたいと思えます。

②水道事業経営状況。

令和2年度及び令和3年度の経営状況は「表7」のとおりである。

後で御覧いただきたいと思えます。

(2) 伊佐市の水道事業の状況について。

①更新計画。

耐用年数を目安に更新していくことを基本とするが、耐用年数を迎えた管路を一括して更新していくことは現実的に困難である。そのため、年間事業費を1億5,000万円と設定し、その金額の中から管路の重要度や漏水の頻度等を総括的に判断し優先度をつけて更新している。また、令和3年度からの更新計画において、水道管路緊急改善事業を活用し鹿児島県か

ら該当事業費の3分の1の補助金、地元負担分の4分の1のうち50%（出資債交付税措置分）を出資金として市の一般会計から受け更新事業の一部を実施している。この制度は北海道にもあるが、公営企業の経営的判断並びに該当事業がなかったことから、令和3年度末において七飯町では利用していないが、今後の導水管更新等での活用を検討している。

②水道料金。

伊佐市の水道料金は一般用のみ規定している逓増型料金体系を取っている。「表8」を参照していただきたいと思えます。基本料金は、七飯町と比較すると低い状態にあるが、11立米以降の従量料金は七飯町より高い状況である。これは、伊佐市が平成20年に新設合併した際に、合併する自治体で水道料金を統一するために料金の低い地域に合わせる形で料金改定を行った結果である。しかし、当時と現在では経営戦略や給水人口等の状況に変化があり、今後、財政状況や地域住民の福祉サービス等を考慮し、公正妥当な料金になるように改定を行う予定である。

「表8」伊佐市水道料金一覧でございます。後で御覧いただきたいと思えます。

③周辺自治体との連携について。

鹿児島県の「水道広域化推進プラン（仮称）」により、近隣自治体との量水器や次亜塩素酸ナトリウム等の共同調達、財務会計システムの共同化等が示されている。しかし、地理的、地形的な要因から連絡管等の設備面での広域化は容易ではなく、事務的な面での広域化が主体となる提案がなされている。

④災害時の連携について。

地震や水害等により水道災害が発生した際は、伊佐市、霧島市、始良市、湧水町による相互応援協定に基づき、給水車による支援等の応援協力体制を整備している。また、大規模な災害発生により近隣自治体からの応援が見込めない場合は、日本水道協会を通じて給水車の支援を受ける等の対応を想定している。

5、まとめ。

経営環境等において類似する伊佐市において

も七飯町と同様に水道施設の老朽化に対する対策が急務となっており、国の補助事業を活用しての老朽化対策を、市の一般会計と共同で事業実施するスキームが確立されていた。また、水道経営への影響を考慮した更新計画と事業継続に関する経営指針等も整理されていた。

七飯町も配水管の老朽化対策を主に実施していたが、今後、耐用年数を迎える水道施設等の更新の際には、同様の補助金を活用し経営状況への影響を少なくする形での実施が必要であることはもとより、視察先担当者から平成20年に実施された水道料金の引下げにより、現在の経営に少なからずの影響を及ぼしているとの説明を鑑みれば、経営判断が将来に及ぼす影響も考慮する必要があると考える。

水道施設の老朽化対策の先送りは、水道事業継続のリスクを増大させることのみならず、漏水事故等の発生により利用者への影響が甚大となるため、早急に取り組むべき事項である。また、その資金の確保等、より慎重な経営が求められる。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、議会運営例規第79項の規定により、行政視察研修における報告に限り、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） ふるさと納税についての行政視察内容について2点ほどお伺いしたいのですけれども、1点は、小林市のふるさと納税、14億円を超える寄附があると。

一方、七飯町の場合は年間3,300万円程度ということなのですが、この差といますか、どのような取組で小林市がこうした成果を上げているのか、これについて一つお伺いしたい。

それから、二つ目なのですが、寄附金の用途を寄附者に意向調査しております。それで、小林市の場合は、子育て支援だとか、そういったところが寄附者の意向が非常に強いという傾向が示されておりますが、23ページに七飯町の場合の寄附金の用途というのが7項目ほど記載されておりますけれども、町の場合、寄附者はどういう用途に寄附を希望して寄附され

ているのか、これについて、パーセンテージも出ておりませんので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

上野武彦議員の質問に対する答弁より入ります。

畑中委員長。

○経済産業常任委員長（畑中静一） それでは、上野議員の御質問は二つあったと思うのです。

まず一つ目は、七飯町では三千何がしののような寄附額であるのだけれども、小林市は14億円のお金を集めていると。これはどのような差があるのだというような御質問だったと思うのです。先ほど三千何がしというのは、確かにそういう額もありますけれども、実際、七飯町は、令和3年度は8,200万円ぐらいのふるさと納税を集めているのでございます。そうしたことを踏まえてお答えしたいと思います。

今回、私ども小林市にお邪魔して、るる聞いてみますと、やはり随分、10何億円あるいは何千円台と集める二つの市と町でございまして、違いがあるのだなということを実感しております。

もう一つは、まず、ふるさと納税に当たる心構えというのでしょうか、例えばふるさと納税の状況について、24ページにございまして、報告書の中に、ふるさと納税に対して、小林市では、地方創生のための一つの手段としているということです。七飯町も似たような考え方であると思うのですけれども。

それともう一つは、返礼品の開発等についても、効果的なプロモーション、24ページに書いていますけれども、プロモーションの実施だとか、あるいは取り組むに当たって、七飯町とちょっと違うのは、七飯町は商工労働観光課をもって担当して、何人かのスタッフでこれに当

たっているわけなのですけれども、小林市の場合は、課に限定しないで、市の全体的な部署から有能な人材を集めてプロジェクトチームをつくって、それぞれ優れた職員のノウハウを生かして、ふるさと納税の取組に当たっているというような部分、非常に七飯町でもこの辺は見習わなければならないのではないかと。つまり組織を全面的に見直していかなければならないと。

もう一つは、返礼品の中でも、もし大量の返礼品が発生した場合には、大量に応じられるような地場の企業を育てていくということも必要だと言われております。

まだまだこれからおもしろいところに、25ページにも書いておりますけれども、個別プロジェクトの実施とあります。このあたりも、①の中にB印プロジェクト、これは何かというと、一般的には廃棄されるような、あるいは自家消費されるような品物を何とかブランディングしまして、これを有効に使ってフードロスの削減や地方経済へ寄与されているということなども見習っていかなければならないと私は感じております。

そしてまた、委員会のメンバーも、全ての委員がこの辺については、必ず七飯町でも今のままでは駄目なのだと、変えていかなければならないという意識に立っていると私は思っております。

それから、細かくお答えしなければならないところは多々あると思うのですけれども、もう一つは、二つ目に聞かれた七飯町では令和2年度は3,000万何がし、あるいは令和3年度は8,000万円ほどのふるさと納税を集めているわけでございますけれども、それはどんなところに使っているのかというような質問がございました。これは、本来でありますと、今回、視察の部分の質問に答えるべきなのだけれども、これは、実は令和3年度の実績でございますので、これについて、まず第1に使われているのは、健康・福祉・医療の増進を図る事業が一番で、もう一つは、子どもの健全育成を図る事業が大きく、寄附される方々の希望されている事

業でございます。あと七つほどいろいろありますけれども、それは少ないので、ほとんどが健康・福祉・医療の増進を図る事業、もう一つは、子どもの健全育成を図る事業、大きく二つに絞られるのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） お答えいただいたのですが、寄附の用途ということで、二つの部門について支援する寄附者の意向が示されているということなのですけれども、これについて、ただ、こういう項目に使用するというのではなくて、七飯町の現状と、それをどう解決する課題があるのかと、それについて支援を求めるとか、ある程度具体的にアピールする形で支援を求めれば、もう少し支援の内容も変わってくるのかと思ったりするのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（木下 敏） 上野議員に申し上げます。私のほうで午前中にも申したとおり、議会運営例規第79項の規定では、所管事務に関しては質疑は省略することになっており、それゆえに、今、行政視察研修における報告に限りということで、質疑を許しておりますので、今のは所管事務に関する七飯町の実情に対することを今聞かれても無理なので、その点については、今、質問されましたが、答弁はなしということで、よろしく願いいたします。よろしいですか、上野議員。

ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

日程第4

出納検査報告

○議長（木下 敏） 日程第4 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 12月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、8月、9月、10月分の3か月分です。

8月分につきましては、9月27日、28日、29日、30日、9月分につきましては、10月21日、24日、25日、31日、10月分につきましては、11月22日、28日、29日、30日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第5

一般質問

○議長（木下 敏） 日程第5 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それでは、通告に従いまして、大綱5問、質問を行わせていただきます。

1問目であります。七飯町内の公共施設暖房用ボイラーについての質問であります。

ロシアによるウクライナ侵攻は世界中の日常を一変させ、いまだに収束の道筋が見えてこないまま冬を迎えることになりました。暖房用の燃料費や冬場の電気使用料への影響も予断を許さない状況であります。

私は以前より公共施設の暖房に関する質問を行ってきておりますが、その基としているのは、町が平成23年に策定いたしました七飯町

地域材利用推進方針であります。この指針は、町内の森林を活用するためのものであり、ある程度実現できていれば、今回のような世界情勢にも的確に対応できたと思われる優れた指針と評価したいのですが、現状はほとんど機能していないのは残念であります。今後の展開については期待したいところですが、当面の間、町は現在の燃料費高騰に向けた具体策の策定に迫られることと予想されます。

当町の多くの公共施設暖房用ボイラーは更新時期に近づいており、その現状を把握し、どこからどのような対策を施していくのか、以下の点についてお伺いをいたします。

1、公共施設のボイラーの現状を施設ごとに評価することについて。

2、それらのボイラーの修理、更新の履歴と今後の予定について。

3、それらを木質系バイオマスボイラーへ転換することについて。

4、木質系バイオマスボイラーを採用する場合、町内の森林等からバイオマスボイラー用チップを生産することについて。

5、森林資源を見直す啓発活動として、あるいは役場庁舎の補助暖房設備としてロビーに暖炉を設置することについて。

6、町長は、七飯町地域材利用推進方針をどのように位置づけされているのかについてお伺いをいたします。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） 私からは、教育施設の暖房用ボイラーの状況について、1点目、2点目を併せて御答弁いたします。

まず、学校施設のボイラーは、昭和56年整備の大中山中学校、平成元年整備の峠下小学校、平成8年整備の七重小学校、令和2年整備の大沼岳陽学校の4校には、重油及び灯油を熱源とするボイラー、平成29年、30年に整備の大中山小学校にはLPガス及び木質チップを熱源とするボイラーを設置しているほか、社会教育施設では、昭和48年整備のスポーツセンター、平成6年整備の大中山コモン、平成8年整備の文化センターには、それぞれ重油を熱源

とするボイラーを設置しております。

ほとんどの施設は、建設した際に設置したボイラーを使用しておりますが、大沼岳陽学校は、令和2年に現在のボイラーに更新しているほか、大中山中学校のボイラーは、能力低下等により令和2年に体育館、今年度、特別教室等の暖房を切り離し、個別に灯油暖房ボイラーを設置し、対応するところでございます。

このほかの修繕歴として、スポーツセンターでは、過去10年間で、平成29年に給水ポンプを修繕しているほか、腐食による蒸気缶からの蒸気漏れの修繕を随時行っており、他のボイラーにおいても摩耗により部品交換等を行っておりますが、大規模な修繕には至っておりません。

また、大中山コモンのボイラーは、経年による性能低下が見られますが、全体的には、保守点検、日常運転での大きな不具合はなく、ボイラー設置の目的を果たせていると評価しております。

今後、施設の老朽具合により、長寿命化改修等を検討してまいります。できる限り設備を長期的に使用するため、定期的な点検等により維持管理してまいります。

私からは、以上です。

○議長（木下 敏） 総務課長。

○総務課長（中村雄司） それでは、次に、町長部局の公共施設31施設中、暖房用ボイラーが設置されている施設は6施設ございますが、このうち町民の皆様が広く利用され、町が直接管理している施設である役場庁舎、健康センターアップル温泉及び大中山学童保育施設の3施設を例に、総務課から一括してお答えさせていただきます。

初めに、1点目の公共施設のボイラーの現状を施設ごとに評価することのお尋ねでございますが、まず、総務課が所管する役場庁舎には、重油を熱源とする無圧式温水器があり、温水器を便宜上ボイラーとしてお答えいたします。

専門的な技術が必要とする設備として、第1種圧力容器があります。これは毎月の定期自主検査が法律によって義務づけられており、設備

の損傷の部分や汚れ、機能以上の有無などを点検し、故障等につながる予兆を事前に推察し、必要に応じて修理等を行っております。加えて、定期自主検査以外にも専門機関による性能検査に毎年合格する必要があるため、ボイラーの設備は日常のメンテナンスが重要と評価しております。

次に、福祉課が所管する健康センターアップル温泉は、灯油を熱源とする真空式温水ヒーターが設置されておりますが、その使用は、主にシャワーやカランの給湯であり、暖房としては11月から4月までの期間を利用しております。真空式温水ヒーターは、缶体が真空保持のため、空気による腐食が抑制され寿命が長いことがメリットとされますが、使用前や毎時間ごとに湯温の有無などの点検、また、毎年度の専門機関による保守点検などを行い、異常がある場合は、必要に応じて修繕などを行うことが重要と評価しております。

このほか、子育て支援課が所管する大中山学童保育施設は、町の公共施設の中でも比較的新しい施設として、ガスボイラーによる床暖房が稼働しております。

次に、2点目の施設ごとのボイラーの修理、更新の履歴と今後の予定のお尋ねでございますが、役場庁舎ボイラーは昭和59年10月の供用開始からこれまでの38年間、大規模な修理や更新には至っておりませんが、パッキンの交換やオイルヒーター内部の炭化物の分解清掃等により、異常燃焼の解消など、ポンプや配管等の附属設備を含め、過去10年間で年間平均約60万円、このうちボイラー部分では年間平均約35万円の部品交換等の修理を行い、適切なメンテナンスを心がけているところでございます。

次に、健康アップル温泉は、平成8年4月の供用開始から平成24年に真空式温水ヒーターの更新、そして平成31年に電磁開閉器交換を行っているところでございます。

次に、大中山学童保育施設は、平成31年の建築から約3年が経過しておりますが、これまで大きな修理等は行っておりません。

今後の予定としては、いずれの施設も附属設備を含め、交換部品の調達ができる場合は、メンテナンスによりできるだけ長く使用することを基本とし、現段階で更新の予定はございません。

次に、3点目の木質系バイオマスボイラーへ転換についてのお尋ねでございますが、七飯町では、ゼロカーボンシティを目指す旨を表明させていただいており、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー施策等に長期的視点で取り組んでいくこととしております。

いずれの施設においても、ボイラー更新時には二酸化炭素の排出のほかにも経済性、安全性、環境への配慮、メンテナンス性などの観点からも検討が必要と認識しており、木質系バイオマスボイラーも一つの選択肢になり得るものと考えられるところでございます。

私からは、以上です。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（村上宏樹） 私から4点目から6点目までお答えさせていただきます。

4点目について、町内森林の町有林の現状ですが、バイオマスボイラー用チップとした材について、直近3か年では、令和元年度は約600立方メートル、令和2年度はなく、令和3年度は約15立方メートルとなっており、大規模発電所用としていたところですが、パルプ材とした材を合わせても令和元年度は変わらず約600立方メートル、令和2年度は約200立方メートル、令和3年度は約510立方メートルとなっており、安定的とはなっておりません。

町有林だけでなく、民間事業者とのバイオマスボイラー用チップとなる材の生産の連携ですが、現在のところ至っていないのが実情です。

また、現在、七飯町ではバイオマスボイラー用チップ生産を行っている事業者はありませんが、チップ生産については需要とセットで検討していく必要があると考え、ボイラーの燃料用チップには、規格の均一化や含水率の管理が重要であり、特に含水率については、施設が必要とする熱量に直結するため、新たにチップ製造

施設を整備する場合、破砕機や保管倉庫などの整備のため多額の費用がかかるとされており、施設費を回収するため、地元のみならず広域的なチップ販売先の確保やチップ価格についても一定以上必要であると考えられ、事業者においても製造施設導入には慎重にならざるを得ない現状と考えます。

5点目ですが、庁舎ロビーでは、七飯町が構成員である道南杉産地形成推進協議会や函館森林認証協議会の各種協議会における森林資源の啓発として、森林資源を活用したテーブルや椅子、ベンチなどを設置し、また、道南の市町森林所有者団体、林業事業体が一体となっている森林認証の取組をお知らせする冊子を設置し、啓発を行っていますことと、庁舎は既存設備により暖房が行われており、新たに暖炉を設置することにより、啓発を行うことは予定してございません。

6点目でございますが、七飯町地域材利用促進方針については、木質系バイオマス燃料に限らず、道の駅での内装材利用など、建築材料などを含め、地域材における利用の促進の基本的方向などの方針と考えますが、当初は、トルナーレクラブハウス建設に当たり策定しており、現在、国では公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年10月に施行され、法律の題名においても「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材利用の促進に関する法律」に変わっております。

北海道における推進方針についても令和4年3月に改正が行われており、七飯町においても策定時から時間が経過しており、こうした見直しに基づき、今後、改正を検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） ありがとうございます。

町内にはボイラーを設置している施設が相当あるのですが、年間を通してボイラーをずっと使っているということになるとぐっと絞られてくるのです。例えば病院のように年がら年中温

水も使うし暖房も必要だとなると、木質系バイオマスボイラーを入れても値があるのですけれども、実際問題、冬場の暖房しか使わないのであれば、確かに割高になりますし、余り効果の点での評価が低いかなというのは私も十分承知しております。

しかし、やはり国の方針として、ゼロカーボンといったことを打ち出してきている中で、町有林を保有し、また、それを使うすべを今、全く持っていないというのは非常にもったいないと思うのです。山の木を切り出してくる。これをチップにして町内で消費する。高いか安いかは後にしまして、やはり自分たちの町の中のある程度のものは自分たちでちゃんと賄える、こういう仕組みをつくっておく必要があるということで、今回こういう質問をさせてもらっています。

非常に規模は小さいのですけれども、ぼぼろ館はリンゴを乾燥させたりだとか、そういう事業を年がら年中灯油をたいてやっています。前にも一度、こういうものに木質系バイオマスボイラーを使えないかという質問したことがありましたが、検討してみるという答弁で終わっていました。

いきなり大規模なものをやるとなると、それは国の補助金なり何なりがないとできないと思うのです。町の自主財源の中でできそうなもの、こういったことをもう一度考え直すいいチャンスかなと思いますので、町長の答弁をお聞きしたい。

それともう1点、先月まで何度か大中山小学校のボイラーのことを質問させていただきました。このとき、ボイラーは15年ごとに更新するのだという資料を出されていました。今聞きましたら、20年、30年、ボイラーそのものを取り替えた履歴はないです。今さらの話ですけれども、あの時点で、15年ごとにボイラーを取り替えるという見積りが出されていたことは間違いであったのではないのかと思いますので、もしお答えできるのであれば、その点の答弁も求めたいと思います。

○議長（木下 敏） 教育総務課長。

○教育総務課長（倍楼 司） それでは、私のほうから、2点目に御質問がございました大中山小学校のボイラーの件についてお答えしてまいります。

前回の9月の定例会のときに資料で出させていただいたものにつきましては、基本的にボイラーの耐用年数等を考慮した年数ということでございます。私どもも先ほど答弁申し上げましたとおり、15年過ぎたからボイラーを更新するというのではなくて、長期的に使用するために年間の保守だとか、日頃の運転の中でボイラーのメンテナンスを行っていきながら長期的に使っていきたいという考えの下、進めているものでございます。

先ほど申し上げた15年については、いろいろ考え方はありますが、耐用年数を基にして計算したらということ整理した表と、提出した資料ということになってございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務課長。

○総務課長（中村雄司） それでは、私からは2点目についてお答えさせていただきたいと思えます。

ゼロカーボンに関連して、町有林の資材等の活用ということで御提案ございました。七飯町といたしましても、需要だとかといった部分で安定供給されれば、前向きな検討ということと思われまます。

ただ、ゼロカーボンの取組の中にあっては、森林だけではなくて、いろいろな手法がございます。例えば、七飯町として進めようとしている部分で申し上げますと、公共施設についてはLED化の推進だとかといった部分もございませぬので、LED化を推進して電力量を減らすといった意味で、少しでもゼロカーボンシティを目指すという形を進めていきたいと思っております。

ボイラーを更新して、町有林材を使うということは、目指す形としてはいいのですけれども、長期的な視点で進めていかなければならないということで考えておりますので、御理解の

ほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 御質問の中にぼぼろ館の野菜乾燥をバイオマスでどうだというお話でございますが、基本、ぼぼろ館については、灯油、ファンヒーターが各部屋についていて暖房を行っている。ボイラーについては、洗面所とか、そういうところのお湯が出るだけの小さなボイラーで対応しているところがございます。その中で、チップのほうで野菜の乾燥の際にバイオマスを使うことも、議員の御質問の趣旨も理解してございますので、そういった施設にバイオマスボイラーを入れる際、設備の大きさとかチップのサイロとか、いろいろな部分のスペース等もございますので、そういうものについては、今後、暖房以外の部分でそういうものが利用できるのであれば、そういうものも研究していきたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） おおよそ理解いたしました。

ただ、町長の答弁を一度だけお聞きしたいのですけれども、大分前から利用推進に対する方針というのをつくって、クラブハウスはこれに該当するというのでやりましたけれども、あとは本当にお茶を濁す程度、学校新築のときの内張材とか、その程度で、やはりいろいろな災害なんかを考えても、町内である程度自家消費がちゃんとできる体制をつくっておくということ自体、実に効果的なことではないかと思うのですが、この点についての町長の考え方だけお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 平松議員の御質問ですけれども、森林利用の部分に関しましては、平成23年に計画方針の中で、東大沼の多目的グラウンド、昨日もサッカーの関係もありましたけれども、そのクラブハウス建築の際には、その当ても道産材の利活用の推進ということで方

針をつくって、あそこの施設を整備する際には補助金を頂いて、大体100%木造で建てたという状況になっております。

そしてまた、今、現在進んできて、ここに来て世界情勢が、ロシア、ウクライナの関係で非常に厳しくなってきた、世界の貿易というのがなかなかスムーズにいかないという中で、物価高騰だとか輸入・輸出に関しての輸送費だとか、油を使うということもあって、国自体が国産の木材を活用して進めていくという考え方になって、それとともに、化石燃料からのエネルギー転換というようなことで、ゼロカーボンシティということは今始めたという状況です。

その中で、理論と現実のギャップというのがあるのです。北海道でも森林の伐採から加工まで進んでいる町については、例えば下川町は道産材を製材して、なおかつそこから出た副産物として、枝木とか皮とかを剥いだ部分も含めて、それを燃料用のチップに加工するというようなことで、木材の製造過程の中で出た副産物を燃料に活用するというような形のものを、企業あるいは森林組合に加盟する皆さんが工場を今後進めていくという形で、七飯町だけでなく、この近隣にもそういうふうにできれば、木質バイオマスのボイラーを使っていくという環境が整うのかと思っております。

今後、道産木材の使用を促進していくという国の方針ですから、その部分については、七飯町としてもそういう部分は推進していきたいと考えておりますし、それに当たっては、地場産業の育成も含めて、今から対応していかなければならないと考えておりますので、需要と供給のバランス、できれば地産地消で、地域内で余り輸送費をかけないで、地域のを地域で使うという形の中で進めていきたいと思っております。

今とりあえずできることから、ゼロカーボンについては進めていきたいということで、先ほども総務課長のほうから答弁がありましたけれども、まずは公共施設の照明器具をLEDに切り替えて、まずは七飯町としては省エネを図っていくと。省エネを図った上で、地域材の活用

も今後、そういう体制が整っていく状況を見据えながら、将来、ボイラーの更新に当たって考えていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 1問目終わります。

続いて、2問目に移らせていただきます。

学校給食における給食費と食品の安全性についての質問であります。

町長は、3月の町長選において、子育て支援を強く訴え、他候補者を大きく引き離し選挙戦を勝ち抜き、施政方針でも子育て世代への支援を明記しております。

来年度は、町長の考える子育て支援に関する具体策がどのように現れてくるのか、今から大いに期待されているところであります。

しかしながら、最近の物価高は今までに経験のない速度で急撃に進み、年金暮らしや子育て世帯への影響が特に大きく、一時的な支援金では、その効果が極めて限定的であると言わざるを得ない状況であります。

また、流通業界全体も同様に大きな影響を受けており、今まで心配のなかったところでも食材の調達に不安な要素が現れてきております。

そこで、給食費と給食食品の安全性に的を絞った質問を行いたいと思っております。

1点目は、給食費を一般会計で賄う考えについて。

2点目は、給食食品の安全性をどのように担保するかについてであります。

お願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） 1点目の給食費を一般会計で賄う考えについてですが、学校給食費の負担につきましては、学校給食法によって、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、学校給食の運営に要する人件費等の、いわゆる管理運営に関する経費は、学校の設置者である町が負担することとなっております、それ以外の経費である食材料費は受益者である児童生徒の負担とすることとなっております。

す。

そのような中、町におきましては、地産地消用食材購入費として1,000万円を、また、令和4年度においては、学校給食安定供給事業補助金として200万円を支出し、物価は高騰しておりますが、給食費の値上げを行わないよう努力しているところでありますので、御理解願います。

続きまして、2点目の給食食品の安全性をどのように担保するのかについてですが、主に食品添加物や農薬についてかと思われれますが、食材を選定する段階で、内部食品添加物が使用されていないものを選定しているとともに、パンや米飯、一部の加工品や調味料などは、安全・安心な学校給食用物資を供給している北海道学校給食会を通して納入しております。

また、七飯産や道内産の野菜などは、農薬や化学肥料をなるべく使用しないクリーン農業により生産されているものもありますので、七飯産や道内産の食材を多く使用するようにしており、安全で安心な給食を提供するように心がけております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 同僚議員からも給食費については何度か、無料化の方向でという質問も出ていました。新町長になってからは、値上げをしないということで対応していきたいという回答を得ていると。

ただ、質問文でも書きましたけれども、本当に急激な値上がりをしておりますので、子供2人、3人抱えて、パートにも出られない世帯もあります。そういう人たちに補助する、3人目はただとかという制度はありますけれども、やはり苦しいことに違いがない。これを何とか来年度は新しいやり方で対応していただきたいのですが、その際に、町の方針として、町で一切合財、給食費に関しては、子供たちの面倒を見たいという考えにつながらないかどうか、これを1点確認させていただきたいのと。

食材の安全のことなのですが、最近とみに、どこから入ってきたか分からないようなものを

使った事例が、ここではないです、ほかのところに出てきています。それは、やはり購入費用というのが決まっていますので、それに見合った食材を買ってくると。そうすると今までは安心して心配なかったものが心配になってきているという事例が出てきているようです。

これは、関東方面の学校なのですが、納入された物資のうち、毎月抜き取り検査を実施しているというところがあります。どういう検査をしているかといったら、微生物に対する検査、食品添加物に対する検査、残留農薬に対する検査、遺伝子組み換え、こういったことを毎月抜き取りでやっているところがあるのです。これだけ保護者がかなり敏感になってきているという事例があります。当町は今どうなっているのか、今後どうしていくのか、改めてこの点についての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） まず、町で全額負担はできないのかということですが、以前の議会でも答弁しているかと思いますが、全額無料にするということになりますと、毎年約1億円の経費がかかるということで試算しております。物価高騰につきましては、今のところ、情勢ですとかをしっかりと把握しながら随時検討しながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、農薬とかの抜き取り検査という形の部分でございますけれども、農産物を生産するに当たって、国のほうでは農薬取締法で農薬の使用制限が規制されているとか、あるいは食品衛生法において定められている食品の規格の中で、残留農薬の基準も設定されて、農薬が残留されているようなものは販売禁止措置が取られるということになっております。市場で販売されているようなものに関しましては、基本的に、法による安全が担保されていると考えておりますので、町独自で抜き取り検査することは考えておりませんので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今まででしたらこういう質問しても、余り皆さん方そんなに心配していない環境だったと思います。七飯町内の食材を使っている分には大概問題ないだろうと。ところが異常気象だ何だで内地のほうから物が来なくなったときに、北海道の物が優先的に流れる。そうすると、例えばここで売るよりも向こうに納めたほうが値段がいいからということで別なところに行って、こっちには何か別な物を入れる、そういう可能性も出てくるわけです。

随分前の話になりますけれども、産地を偽装したり、検査データの改ざんといった事例が多く出まして、一流企業も倒産寸前までいったみたいなきともありました。

たくさんのお話ではないでしょうけれども、私の知り合いの農家の1人の方は、自分の子供に食べさせる食材はこっこの畑でつくって、売るのはこっち側でつくっているという方が実際問題いらっしゃる。それは、今、課長がおっしゃったように、基準にはきちんと収まっているのです。とんでもないものをつくっているわけではない。基準には収まっているけれども、自分の子供には、余りこういうものが付着したものは食べさせたくないと考えている方もいらっしゃる。

そういうふうには全部の食材をやるとなれば、これは大変な話ですから、無農薬というのは評価がいろいろあります。ある程度基準にかなっていればそれでいい話なのですが、多少の検査、今は全くしていないということだと思いますので、今後、その辺の検査、毎月でなくてもいいのですけれども、何かしらやっていく方向というのを打ち出すと、生産者のほうもその辺の緊張感を持って、流通業者もしっかりやってくれると思うのですが、この点について再々答弁を求めたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（福永崇弘） それでは、御質問に答えていきたいと思っております。

給食センターとしましては、購入する段階で業者に対しまして、どこの産地なのかということも分かる範囲で確認して、記載している部分

もありますし、先ほど言った学校給食会のほうでも小麦ですとか米だとか、そういったようなものをこちらのほうに支給する場合には、ホクレンですとか、そういったところの検査を確認しているということもございますし、七飯町内の農協のほうも抜取りで検査している部分もございますので、町独自としては、確認、抜取りということは今のところは考えておりませんので、御理解願います。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 余りしつこくやっていると、なかなか難しいテーマではあるのです。基準値が果たしていいのかということをおっしゃる方もたくさんいますので、できるだけアンテナをしっかりと向けて、そういうトラブルの発生を未然防ぐという方向でいっていただければと思います。

2問目を終わりました、3問目に移りたいと思います。

公共施設の有効利用推進についてであります。

現在、町内の公共施設は、基本的に収益事業者への貸出しを規制しておりますけれども、収益事業者と判断する範囲、判断基準が曖昧で、公共施設を利用した民間事業者の起業機会を失わせている可能性があると思います。

公共施設は地域住民の諸活動を推進し、福祉の増進に寄与すべきものでありますが、施設利用料という、町財源を増やしていくことも前提に見直す必要があると考えます。

自治体が税金を使って利用者の福祉に寄与することは、施設建設の本文でもありますが、維持経費の応分な負担を求めなければ、財政負担ばかりが増えている現状でもあり、町はその必要性をいろいろな機会でも表明しているところがあります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。3点あります。

1点目、貸し館が可能な公共施設の貸し館利用状況についてであります。

2点目は、貸し館が可能な公共施設のランニングコストと利用収益の対比についてお尋ねを

いたします。

最後、3点目は、収益事業者を含めた施設利用の促進についてお尋ねをいたします。

○議長（木下 敏） 財政課長。

○財政課長（青山栄久雄） それでは、御質問の公共施設の有効利用推進について、初めに、財政課が所管する施設から順にお答えいたします。

財政課が所管する施設は本町地域センター、鶴野地域センター、大中山地域センターの3施設となり、1点目の貸し館の利用状況については、年間を通して貸付けが可能な部屋やスペースのうち本町地域センターは5室、鶴野地域センターは2室、大中山地域センターは1室と、全ての貸室が各種法人または団体に年間単位で利用されている状況でございます。

また、午前、午後、夜間など、時間区分に応じて貸室が可能な鶴野地域センターの研修室及び屋内運動場は、年間660件を超える利用があり、主に町内のスポーツ団体による運動利用、職場団体の健康づくり事業などに利用されている状況でございます。

次に、2点目のランニングコストと利用収益の対比でございますが、ランニングコストとなる3施設の管理費用と収益となる3施設の使用料収入を、令和3年度の決算額を基にお答えしますが、3施設の使用料収入の総額は165万6,532円で、管理費用の総額は422万1,789円となりますが、このうち本町地域センターには町が管理する図書室が入居していることから、この部分の管理費用を除いた場合357万5,623円となります。

最後に、3点目の収益事業者を含めた施設利用の促進についてとありますが、財政課が所管する地域センターの3施設については、年間を通して貸付けが可能な部屋やスペースは既に全室が利用されている状況となっております、また、時間区分に応じて貸出しが可能な鶴野地域センターの研修室、屋内運動場もそれぞれの利用団体か、その施設の使用状況を確認しながら利用していることから、例えば収益事業者が曜日や時間を固定して、長期的かつ独占的に使用する

ことについては、この施設では不適當であると
考えております。

また、地域センターの設置目的は、住民福祉
の向上等に関する事業を目的とする法人が事務
所として使用し、または子育て支援、生涯学習
等の活動を行う団体が使用する場所を提供する
ことを条例で規定しておりますので、この施設
の設置目的と異なる目的外使用であれば、個別
具体的に判断しなければならないものであり、
そのことによって純然たる利用者が使用できな
くなるようであれば、一定の制限は必要である
ものと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 生涯教育課長。

○生涯教育課長（竹内圭介） それでは、私か
らは、生涯教育課所管施設について答弁しま
いります。

生涯教育課ではたくさんの施設を所管して
おりまして、中には、町内会など各地域に管理を
お願いし、自主的に運営されている施設もあり
ますので、ここでは、職員が配置され、教育委
員会が直接管理している代表的な施設である文
化センター、大中山コモン、大沼婦人会館の状
況について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の貸し館の利用状況についてで
ございますが、会館により多少の違いはござい
ますが、各館ともに一番多く利用されているの
は、サークル活動による利用となっております。
次いで、老人クラブや子ども会、町内会など
の任意団体の利用が多く、ほかには学校や保
育所などの各行事にも利用されております。

また、民間事業者などの団体による、有料に
なりますけれども、こちらの一般利用も、件数
的には多くはございませんが、利用されてお
ります。

令和3年度の実績の数値となりますが、各会
館の有料での一般利用の件数は、文化センター
では、施設の全利用件数3,964件のうち21
2件、大中山コモンでは、全利用件数2,912
件のうち132件、大沼婦人会館では、280
件のうち17件という状況となっております。

利用内容としましては、会社の会議ですとか
職員の研修、あと、各種法人による免許・資格
の更新等に伴う講習会、このほかにも様々な団
体による講演会や学習会といった各種イベント
などでも御利用いただいております。

次に、2点目のランニングコストと利用収益
についてですが、こちらにつきましては、各施
設の管理に係る経費と会館使用料の収入額につ
いてお答えしてまいりたいと思います。

こちら令和3年度の実績となりますが、文
化センター管理費につきましては、決算額が6,
309万5,885円、会館使用の収入につきま
しては264万841円となっております。

大中山コモンにつきましては、管理費が1,3
68万819円、会館使用料につきましては2
4万8,664円。

大沼婦人会館につきましては、管理費が63
0万3,611円、会館使用料は8万7,846
円となっております。

最後に、3点目の施設の利用促進についてで
ございますが、文化センターや大中山コモンに
つきましては、使用する会議室等にもよります
けれども、予約が集中して思うように会館を利
用できないというケースもたまに見受けられる
ほど多くの方に御利用いただいていると思っ
てございます。そういった部分では、施設の利
用促進については進んでいるものと思ってお
りますけれども、さらに会館の利用件数、利用
人数を増やしていけるよう今後も会館運営に
励んでまいりたいと考えておりますので、御
理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（木下 敏） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高橋雅貴） それでは、
スポーツ振興課で所管している七飯町スポーツ
センター、大中山地域体育館、西大沼地域体
育館の3施設についてお答えさせていただきます。

1点目の貸し館の利用状況ですが、各施設
とも一番多く利用されているのは、町内のサ
ークルによる利用となっております。その他
主な貸し館は、町内の各種スポーツ協会、中
学校の部

活動、少年団活動などの社会体育団体への貸し館となっております。

各施設の令和3年度の延べ利用団体数は、スポーツセンターで1,149団体、大中山地域体育館で568団体、西大沼地域体育館で21団体となっております。

2点目のランニングコストと利用収益の対比ですが、こちらについては、各施設に係る経費と施設使用料の収入について、令和3年度の決算額に基づいてお答えいたします。

スポーツセンターの管理費は2,164万4,162円で、施設使用料は6件で2万5,410円となっております。

大中山地域体育館の管理費は610万9,734円で、施設使用料は6件で44万1,035円。

西大沼地域体育館の管理費14万4,083円で、施設使用料はゼロ円となっております。

3点目の施設利用の促進ですが、スポーツセンター及び大中山地域体育館については、年間延べ4万人以上が利用しており、平日の一般開放や土日祝日は利用者を1時間に制限するなど、順番待ちをお願いして利用している状態です。

このことから、収益事業の利用促進は、特に収益性がある他市町の団体の体育館を使用することにより、一般開放で利用する町民や町内在勤者が利用する機会が少なくなることとなり、体育館の設置目的である町民の心身の健全な発達及び体育活動の普及振興を図ることが難しくなることから、収益となる町外団体の利用については、一定の制限をして貸し出ししておりますので、御理解願います。

説明は以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 結構な利用数があると。ただ、やはり管理経費に見合うお金は当然、民間企業ではないですから間に合っていない。これは十分理解もできます。

現在、行政改革、第6次を行っている最中なのですけれども、この中でも、5次でもうたっていましたけれども、やはり利用料の値上げと

というようなことをうたっていましたよね。町民の負担を増やすということにつながらなければ問題は無いのでしょうか。町民の負担が増えて、利用率が下がる。下がった分を民間企業なんかには、町民の利用額よりは、普通にちまたの料金を取ってやると町の収益は上がってくるはずなのです。そこら辺のバランスをどう取っていくかということが一番難しい。

町民にとって不利益になることで、町だけお金を稼ぐというのはどうなのだと、当然こういう考え方になってくると思うのですけれども、実際問題、かなり大きい部屋でほんの少しの人間が、予約しているので使っているみたいな例というものも結構あるし、予約を取っているのだけれども、実際に人が集まらないで使っていないということもあると。この辺がなかなか、誰が管理して、どういうふうにするのかというのは難しい問題なんでしょうけれども、やはりこの先、町の財政を考えていくと、この辺で効率的な、収益を上げるという物の見方をしていく必要が出てくると思うのですけれども、この点について、町長はどのように考えますか。前町長は、値上げを含めてということは何回か、実際に明言していたのですけれども、たしかほとんどやっていたいなかった。まず、この点について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

平松俊一議員に対する答弁より入ります。

副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えしてまいりたいと思っております。

行革の中で、使用料的な形のものについての値上げというのでしょうか、そういう部分について検討についてどうなのかを含めて言うと、財政状況を御心配していただいている前提のお話かと思っておりますけれども。

ざっと全体にお話しさせていただきますと、

行政改革の中では、今、第6次ということでございますけれども、1次からずっと使用料及び手数料の見直しというのはずっと项目的に上がってございます。

その中で、職員で行政改革本部の組織をつくってございますが、その中でいつも、最終的にはなかなか実行に移せないというのが今までの経過でございます。というのは、やはり住民サービスの低下につながるのではないかとという形で、片方を上げると片方はどうなるのだと、その整理がなかなか難しい面がございまして、なかなか踏み切れないでこれまで来たというのが経過でございます。

今回も本部の部分については、使用料及び手数料の値上げの関係についても議論をさせていただいてございます。ただ、今回の部分につきましては、非常に物価が高騰しているということもございまして、今、現実問題、先の見通しもつかない、これで給料が上がるとか経済が安定するとか、景気が回復するとか、条件が緩和されてくるのであれば、値上げという部分だとか、無料になっているものについては、必要最低限受益者負担を頂くとか、そういう形のものを検討できるのですが、今現在の段階では、物価の高騰で先行きが見えない。そのまま高騰で続いていくのではないかとという見通しもございまして、令和5年度の予算案についてはそのまま、上げるという形のものではなくて、別な観点から、上げないかというのも一つの住民生活への支援に当たるのではないという考え方をしております。それで今現在進んでいるということになってございます。

ただ、一つ申し上げたいのは、いずれにしましてもこれだけ物価が高騰して、役場の施設についても燃料だとかについて、今回も補正で御提案してございますが、燃料の関係で5,300万円ほど追加で提案させていただいてございます。そういうものは役場としてずっとしょっていけるのかという形になりますと、なかなか難しいと。その際、景気の動向も踏まえながら、今後、そういう部分については必要最低限の受益者負担を積算しながら、また再度議会の皆さま

んに御提案させていただきたいと思っております。

今、状況をいろいろな面で検討しているということで、先行きの中で、令和5年度の予算についてはそのまま据え置いていきたいという考え方で進んでいるということだけは申し上げておきたいと思っております。それは、今の公共施設の建物だけではなくて、全ての、いろいろなものがございまして、そういうものを含めて全部という考え方で、今現在進んでいるということでご承知おき願いたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○議長(木下 敏) 平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 町民から負託を受けて議員の活動している者が、町民に負担をかけるようなことを提案するというのは、甚だ私としては勇気が要る、そういう覚悟で今回質問をさせてもらっています。

質問文の中に、起業機会を失わせている可能性があるのではないかと。どういうことかといいますと、例えば空き家か何かを借りて自分で事業をしたいのだけれども、なかなか出だしの資金がないと。例えば公民館とか町会で持っている事務所、こういうものを貸してもらって、ある程度自分のやりたい仕事の道筋が見えてきたときに、よし、これなら自分の家を改装してやろうとか、どこかアパートの一室を借りてやろう、空き家を買ってやろうだとか、そういう事業者のことを考えると、町は後押しできる仕組みというのは今少ないように思うのです。

例えば学校なんかもすぐいろいろなものに貸してしまっ、安いですからいろいろな団体が借りたい借りたいで埋まってしまっている現状です。ただ、これをみんな出ていけというのも難しいですし、うんとお金を取るというのも、これは難しいでしょう。例えば今まで月に4回だったものを2回にして、半分は利益を求める事業者に貸せるようにするとか、何か工夫と、町民の理解を得られるものを考えていかないと、新しい事業者を育てるということは、町にとっても当然プラスになることですから。ぜひ

そういう見方をすることも必要ではないかと。

行政改革には毎回同じことがうたっている。最近ちょっと新しくなったのは、持続可能な財政基盤の構築をします。町でつくったものを住民の人が使うならこの程度でいいだろうという判断ではなくて、やはり町としてもそういう建物を維持管理するためには、最低限こういうところでこういう収益を上げなければいけないということにきちんとかじを切って、町民の理解を得ながら進めていくという方針が必要だと思うのです。

今12月です。来年4月から新しい方針で予算も組まれると思うのですけれども、この辺の新しい町長の考え方をもう一度お聞かせ願えないでしょうか。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） ただいまの平松議員の御意見ですけれども、あくまでも公民館といえますか、社会教育、生涯教育というような形で、町民の方々、サークルの皆さん、各種団体のコミュニティーの場として公共施設の活用を優先していきたいと考えています。

その中で、貸室が空いているときに、そういうようなワンポイントで、会社をやられている方がそこで職員の会議をすとか、ちょっとしたサテライト的というような部分があれば、相談していただきたいと思えますし、起業化というか、会社を立ち上げるとか、個人で事業を進めるという場合は、創業バックアップという仕組みもございまして、町でいえば商工労働観光課、地元の商工会だとか、そういう部分で支援制度もございしますので、起業という形であれば、まずは企業が自分で発想した事業が、それこそ持続可能な事業として進めていけるのか、資金繰りはどうだとか運転資金はとか、銀行のほうでバックアップしてくれるとか、そういう相談を受けて、まずは起業していただければ町としてもバックアップする体制は整っておりますので、御相談していただければと思います。

公共施設の部分は、町民の皆さんのコミュニティーの場として、生涯教育を優先して、まずは運用させていただきたいと思っておりますか

ら、できればそこに係る経費の部分を手数料で賄えればいいのですけれども、もうけるとかではなくて、施設の管理費の部分なんかは、今後、行革の中で使用料、手数料の部分で考えていくということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 最後に、もう1点だけ。行政改革の中に毎回書かれているもう一つなのです。新たな財源の調達。新たな財源、こういうことに今までどれだけ取り組んできたのかちょっと見えませんが、この点については、何か新しいお考え、意欲はありませんか。

例えば空き地・空き家バンクという制度がありますが、ここから全然収益が上がる形にはなっていない。こういうことを本格的に町が所管、利益も上がるようにすとか、何か新たな財源に向かってのお考えはないでしょうか。公共施設絡みのことです。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 新たな財源という部分では、これは常に時代が進む中で考えていかなければならないものだと思います。以前にもありました、観光税の導入というのがほかの町でありました。例えば町の街灯というか、道路照明の電気料だとかを賄うために新たな税を考えると、あるいは今おっしゃられたような、施設の管理の中に充当できるような新たな税、お風呂でいけば入湯税というものもございまして、それを活用して道路排水だとか下水の関係の部分の財源にも一部充当させていただいているということもございしますが、

今後、そういう意味では、今はふるさと納税の推進が先ほどから出ていますけれども、ふるさと納税のほうも研究して、七飯町に足りないものをどういうふうにつくっていったらいいのか、そういう部分を考えながら、ふるさと納税あるいは住民税の匹敵するような新たな税ということも考えられますけれども、今これだけ社会経済が大分、値上げで厳しい生活状況の中、あくまでもそういう部分が落ち着いてからの話と考えておりますので、御理解いただきたいと

思います。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 3問目を終わりました、4問目に移らせていただきます。

七飯町地域公共交通計画の進捗状況についての質問であります。

七飯町地域公共交通活性化協議会、ここにおきまして、現在、七飯町地域公共交通計画を策定中であります。

これは、町のホームページを御覧になっていただきますと出てきます。町のホームページを開いて「暮らし」というところをクリックすると「道路 交通」というのが出てきます。これをクリックすると「地域公共交通」というのが出てきて、協議会でこういうことがありましたというのが読み取れます。

ここで、10月25日に開催されました10回目の協議会議事録を見ることができました。そこには、70歳以上で運転免許を持たない方にタクシー券を配布することを実証実験の第一歩とすると書かれております。これはあくまでも最初の取組で、今後いろいろ検討する中の一案という説明がありますが、この件に関しましては、議事録を読みますと、委員の中からもいろいろ疑問を呈する意見も出ておりました。計画中の段階でいろいろな意見や質問を本会議で行うことは、協議会側へ気を使わせることにもなるかもしれませんが、理事者側の答弁は、今後の地域公共交通への姿勢を表しておりますので、このことに関し、次の点について伺いたいと思います。

町が考えている公共交通の基本姿勢を述べていただきたい。

現時点での実証実験に予定される予算額をお答え願いたい。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 七飯町地域公共交通計画案の進捗状況について、順にお答えしてまいります。

まず1点目、町が考えている公共交通の基本姿勢についてでございますが、これは、先頃作成しました七飯町地域公共交通計画の基本方針

として表しているところございまして、その基本方針は、住民、事業者、行政が一体となって育てる、より使いやすく持続可能な公共交通網の形成といたしました。

これは、七飯町の地域公共交通計画は、住民の皆様、そして公共交通を提供いただく事業者の方々、計画を推進・運営するサポート役としての行政、この三者が一体となって取り組む計画にしたいと考えたからでございます。

そして、育てるというのは、より多くの方に公共交通を利用していただきながら、計画策定後も利用の状況に合わせて改善していくということを意味してございます。

より使いやすくというの、利用者目線で考えることで、利用頻度を上げることにもつながりますし、より使いやすくなる利用者には、住民の方だけでなく、七飯町を訪れた観光客の方など、町外からの来訪者の方も含めて考えてございます。

持続可能なというの、公共交通を提供する事業者の方にとっても、運賃を支払う利用者にとっても、支える行政にとっても、持続可能な公共交通網とするために適正なコストと手段を考えること、また、持続可能なものにするためにも、公共交通をより多くの方に使っていただくようにするという意味も含んで考えてございます。

このように七飯町としては、公共交通は、行政だけではなく、利用者である住民の皆様と提供いただく公共交通事業者の皆様とともにつくり上げていくものであるということの基本姿勢として考えてございます。

次に、御質問の2点目、現時点での実証実験に予定される予算額についてでございますが、令和5年2月1日から令和5年5月31日までの期間で実証実験を行う費用として、本定例会に5,642万8,000円の補正予算案を提案させていただいており、そのうち令和5年4月1日から5月31日までの期間に係る分を繰越明許費として、令和5年度に繰り越して支出する予定でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） この協議会の中で委員の方から幾つかの意見が出されていて、それと同じような質問を私もすることになってしまうのですけれども、そもそもこの実証実験というものに対して、何を根拠にまず第一段目が策定されたのかをお聞きしたいと思います。

タクシーチケットという選択肢が出てきたのが私はちょっと不思議なのです。それは、住民の方にアンケートを取ったその中で、「将来運転が困難になった場合の移動手段として何を一番考えるか」というアンケートは、69.1%の方が「バスを利用する」というふうに答えています。これは、問題の聞き方とか条件がどうだったのかちょっと私は読んでいないのですけれども、その次に、47%の答えが「タクシーを利用する。福祉タクシーなども含む」という答えです。

コンサルを入れて、アンケート調査にもそこそこの予算をかけたはずですから、その中の順番の多いところからやっていくというのが普通の考え方だと思うのですけれども、この辺はどういった判断で、タクシーチケットという判断がなされたのか、この説明を聞きたいと思いません。まずそれだけお願いします。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 議員のおっしゃるとおり、アンケートの結果、運転免許、運転できなくなった場合の公共交通、移動手段として、バスを利用する町民が多かったのは確かでございます。

その中で、なぜタクシーチケットの配布を実証実験のやり方として選んだのかということなのですけれども、公共交通活性化協議会の中で、このアンケートだけではなく、地域の状況だとかを分析したものをチャートのようなものにして施策を、公共交通計画の基本方針の中に、方向性として四つの方向性を定めまして、その下に八つの施策をぶら下げてつけております。

いずれにしても、これらについても公共交通活性化協議会の資料として提案させていただ

ております。その中の施策の1番目として、各地区の特性を踏まえた移動支援、負担軽減策の実施ということで、この施策の具体的な表の中に、各地区内で居住地が広く分布していることから、町内ハイヤーを活用した移動支援を検討という項目がございます。

おっしゃるとおり、バス等を利用したものとしては、施策2のほうに、本町市街地までのより利便性の高い移動手段の確保ということで、乗合バス、方式としては、コミュニティバスかデマンドバスかはまだ決まっておりますが、そのようなものを使った施策もうたっております。

今回、計画自体については、10月25日付で作成されてございますので、もう既に案ではなくなっているのですけれども、この公共交通計画のスケジュールの中で、施策番号順に施策の実施スケジュールというものが示されてございます。

施策の1、タクシーを利用した各地区の特性を踏まえた移動支援、負担軽減策の実施ということで、施策の1番については、バスの運行の前に、計画のスケジュール的には、まず先に着手するスケジュールになっておりましたので、まずタクシーチケットを利用した実証実験から着手させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） このアンケートにかかった費用というのがもし分かったら、今までにかかった分を教えてください。

それと、今のタクシーチケットになるというのは、最初からの考えである。ところがアンケートでは、バスを利用したい。これは、先ほども言いましたけれども、当然町民から見れば、タクシー代が高いという頭があって、自分が運転できなくなったらやはり安いほうのバスをと答えて、もしこれが、タクシー料金が相当町の補助が出ますというのであれば、タクシーという答えになったと思うのですけれども、この辺がアンケートをどういうふうに生かすかというところが少し疑問であります。

町民にどういう聞き方をして、69.1%という数字が出たのか。それを押さえて47%のタクシーをやるというのは、1から8までの中の最初に来たという説明にはなっていないような気がいたします。

このアンケートの後ろのほうには、今のタクシー利用者の半数が75歳以上という調査結果が出ています。今回は、70歳以上の免許を持たない人を対象に五千六百何十万円というお金をかけるわけですが、この枠の中で5,600万円使っているのであれば、誰でも利用できるものを目指したいということをお答えしているのであれば、どれだけのお金がこれからかかっていくのか、たとえ実証実験であっても、5,600万円かけて、本当に狭いところのデータしか集まらないです。70歳以上で免許を持たない方がどこからどこを利用したのか、これが公共交通のベースになるデータなのかどうか、その辺どういう判断をされて、評価されたのか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） まず最初に、アンケートのみにかかった費用というのは、ただいま手元に持ち合わせがございませんのでお答えできないのですが、まずアンケートを取って、高齢者の方のみのデータを収集することについて、それが町の公共交通政策として適正なデータになるのかといったような御質問だったかと思うのですが、確かに、公共交通計画の対象としているのは高齢者の方だけではございません。おっしゃるとおりで、住民の皆様全体を対象として公共交通計画をつくるものでございますけれども、アンケートもそうですし、当初の町内の現状分析の中でも、実際に一番足がなくてお困りになっているのは、坂の多い町に住んでいらっしゃる高齢者の方が一番お困りになっていらっしゃるのとは明らかですので、まずは、この高齢者の方を地域公共交通の一番のメインターゲットと我々は考えて、高齢者の方向けの実証実験を着手させていただくということになりました。70歳以上で免許のない方ということで、今回の予算については、

そこをマックスの数字として編成させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） これから事業を始めようというときに、広くどんな方が利用できるかというのをデータを集めるのが普通の考えだと思うのです。ごく限られた方の乗車する場所だとか年齢だとか、免許を持たないとか、限られた条件だけで、データとして役に立つのですか。普通に考えれば、まず、ある程度地域を決めて、誰でも乗ってくださいというところから始めていって、いろいろ的を絞っていくのが普通のやり方かと思うのですけれども。

例えばタクシーチケットをもらえるから乗る。タクシーチケットをもらえないで、タクシー走っていますと、自腹切って乗ってください。どうなりますか。比べようがないのではないですか。もらったから乗るのです。もらえない人は誰かに乗せてもらうとか、どうしても仕方ないときは自腹切って乗るかもしれません。全然比べようのないデータになると思うのですけれども、こういうことで正しい情報分析につながると考えていらっしゃるのですか。

また、協議会の中で委員の方もおっしゃっていましたが、免許はあっても、ただ冬場は心配だから乗らないと。そういう人は冬ごとに乗らないのです、自分の車。だけれども、免許を持っているから対象外という話になりますけれども、坂道が多い、冬道だとなったときは乗りたい方はたくさんいるはずで。そういうものをきちんとフォローしないと、なんか第一弾の入り口としては非常におかしい選択肢を選んでいると思うのですけれども、もう一度その説明をお願いできないですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えいたします。

非常に地域公共交通の関係については、考えれば考えるほど、どこまでやるのだという形の中で、やればやるほど不公平感も広がってくるというものが想像できる形のもので。このた

びの御提案も、それは不公平ではないかというものがあろうかと思っています。

ただ、もう10何年間いろいろ議論をしまして、高齢者の方についての足の確保という意味を含めまして、何かやりましょうと。アンケートの結果でも何回と。これは総合計画のアンケートの中でも第1位を占めるほど地域交通のアンケートの答えでございます。それについては、バスだとか鉄道だとかタクシーという項目はなくても、とにかく地域公共交通で何かの支援をお願いしたいというのが総合計画のアンケート。それから発展しまして、具体的なものを何かやりましょうと。何かという表現が余り適切ではないかも分かりませんが、第一歩としてとにかくやりたいという形のもので、民間ベースの協議会の中でも、そういうお話の中で、やる方向については誰も、皆さん否定しない。やる方向についてはいろいろ議論があろうかと思っています。

このたび提案させていただいたタクシーチケットの関係につきましては、免許のない70歳以上の方がどこから乗ってどこに行くのか、それはふだんは乗らないのかも分かりませんが、行動範囲としては押さえることができる。例えば買物に使う、どこかのバス停まで使います、駅まで使います。1枚500円の券の中で、自分で選択して、その目的をある程度答えていただいた中でやっていきます。その地区に住んでいる方々はこういうところに行っているという形のものがある程度想像できてくれば、その中で、ここについてはタクシーがいいのか、デマンドバスがいいのか、いろいろ検討できるものができてくるのではないかと。実際の人の行動が把握できなとなかなかその先に進まないという現実問題があるので、それをまず押さえていきたいという考え方です。

もともと実証実験は冬場にやりたい。冬場お年寄りの方がどういう行動をするのかという部分について、まず押さえることが必要だろうと。それから夏場。今回御提案申し上げているのは2月から5月までの4か月間でございますけれども、冬場の2月、3月の動きと春先の4

月、5月の動きとどう違うのかという部分の比較もできるかと思っています。それと行く場所の目的。

1枚500円しか使えませんので、500円以上かかるときは自己負担がかかるわけですから、それなりに応分の負担がかかる中で選択していただくという形になりますので、その点、ある程度制限がある中で、タクシーチケットの利用を考えてもらうという形。ある程度正確のといましようか、日常の行動範囲のものが得られるのではないかという形で、ちょっと期待しているということで御理解をお願いしたいと思っています。

また一つ、併せて考えたのは、これは地域ごと、目的とかは違いますが、1枚のタクシーチケットの利用者については戸口から戸口という中で、これはお年寄りの希望がそちらのほうが多いということも頭の中にごさしまして、そういう御提案をさせていただいたというものが一つございます。

それともう一つ、全く目的から外れるのですが、これは少し議論があるかと思えます。ある程度今の物価高騰の部分について、1枚500円を差し上げまして、金額的に1か月に8枚、4か月で32枚という金額をお示しするわけでございますけれども、物価高騰の部分についてある程度は寄与するのではないかという相乗効果もあるのではないかと、その辺についても期待をしているということでございます。

出来上がったデータに基づいて、ここの地域はどのような交通体系がいい、こっちはこのほうがいいのか、地域ごとのバランスを取りながらいろいろ仕組みを考えてまいりたいと思っています。その第一段階として、こういうデータを取りたいということで、御理解をいただきたいと思っています。

今の部分からあれもこれも、これはおかしいのではないかという議論になってしまうと、幾らお金があっても足りない状況になってくるかと思っていますので、その辺については、第一段階、第一歩だという形で御理解をお願いできないかと思っています。

私のほうからは、以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 基本的に、持続的な公共交通の確保・維持を目指すというのが交通計画の基本方針になっています。長く続けるということでスタートするときに、70歳以上で免許を持たない人だけが4か月利用して5,600万円、全部使うかどうかは別にしても、1年間だったら幾らになるのですか。そのほかに、例えば中学生、高校生、勤め人の人だって飲みに行くから、朝はこれを利用しようとかいうふうになってくると思うのです。この前提で始めて、本当にこの仕組みは将来的に、ただデータを集めるだけで終わる話なのか、何でこのときにこれだけチケット出したのに後になったら出なくなったのだと言われる。この間の全員協議会でも出ていましたけれども、結局そうなるのではないですか。だんだんに積み上げていって、利用者の数を増やしていくということにつながるやり方ですか、自信を持って町民の方に提案できますか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、厳しい御意見という形のもので、重々分かってございます。そういうおそれは十分考えられるかと思えます。ただ、今の第一歩の部分は、こういうものを整理して、住民の皆さんに理解していただくというのが一歩。それもまだ、言えることについては、このまま1年間やりますとか、継続してやりますとか、そういう話をしているわけではなくて、一番困っている方々についての移動の関係については押さえていきたいと。それから工夫を重ねて一般の方、子供たちもそうでしょうけれども、どういう形がいいのか、それは地域ごとによってかなり違うのではないかと思います。まずはお年寄りの行動範囲をきちっと把握することで、ある程度仕組みが広がるなり厚くなるとか、そういうのが出てくると思えます。その中で、そのものによっては国の補助だとか交付金も活用してやってまいりたいという考え方でございます。

ただ、今の段階で、先の中で町民の方全員に

広げるのかとか、1年間やるのかとか、そういう話をされてしまいますと、町の財政的にはもたないということははっきり言えると思えます。その前段できちっと整理をしながら、住民の方の御理解を求めて、よりよい、それこそ持続可能な地域公共交通計画というか、実行に結びつけていきたいと考えておりますので、少し静観していただいて、その後の結果を見て御批判をいただければと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 奇しくも今、副町長おっしゃいましたけれども、このままで全町民を対象にしてやったら財政的にもたないという考えはお持ちなのですよ。このまま行ったらやれないと。70歳以上で免許を持たない人だけで5,600万円、全部かかるかどうかやってみなければ分からないですけれども。

昨年の3月、私は公共交通のことで岩手県の紫波町に行ってきた話をしながら質問をさせてもらいました。この紫波町は238ヘクタールの広さで3万2,000人の人口を持っている町です。七飯町よりも広いです。七飯町は216ヘクタールで2万8,000人切れている。人口密度でいきますと、1ヘクタール当たりが紫波町は134人、七飯町は129人なのです。紫波町のタクシー事業者は3社あって12台あります、タクシー。七飯町は3社で41台あります。タクシーの台数は七飯町はずっと多いです。

この紫波町で、2年前から公共交通が始まっています。これはジャンボハイヤーを利用してやっています。1年目、2,500万円町が事業補填といいますか、タクシー会社から請求された金額を払っています。今年は1,800万円ぐらいで済みそうだと。どんどん利用者が増えてきているのだそうです。条件は何もないです。旅行者でも利用できます。紫波町内全域、どこからでもリクエストできますし、どこでも降りられます。町外は駄目です。これの利用者がどんどん増えてきてタクシーが足りなくなってきた

ているというのが現状なのです。

結局、使いやすい公共交通にしないと町の負担ばかり増えていくのです。出だしたから町がお金を出しますという仕組みでやったら絶対もたないです。奇しくも今、副町長言ったではないですか。住民の方からもお金を頂き、利用率を上げれば十分間に合う仕組みが実際に全国で何か所も出てきているのです。

どうもそこから見ると、クーポンに運転手がボールペンで、どこから乗ってどこに行きましたと書いたものを町が集めてまた解析をする。これ今どきのやり方ですか。紫波町は電話で頼むお年寄りもいます。そういうことに対応できる仕組みもつくっていますし、福祉関係の人はまた別にクーポンとかが出ているのです。一般の人は携帯にアプリを入れると、そのアプリでタクシーを呼べる。そのデータは誰も集計しなくてもコンピューターが全部出してくれます。どこの地区から、何時頃になったらどのぐらいの人がどこに向かって動いているのかが日々出ます。来週になったら、その仕組みで、未来大学に行くバスの時間が悪いので、どのぐらいあるのか分かりませんが、これと同じ仕組みを使ってやるのです。料金は変わりませんが。

やってみるのなら、本当に実現可能で持続可能、本当にあちこちでサステイナブルという言葉を使っていますけれども、余りにも七飯町のはお粗末ではないですか。手書きで運転手に書いてもらう。条件もいろいろある。それで正確なデータ、これからの町を担っていく施策が取れるのですか。

そういうところのスケジュールを見ますと、これ今回の話から外れてしまうかもしれないけれども、令和9年10月まで実験を繰り返す、そんなのんびりやっていることですか、もっと早く。5,600万円あれば、事業費ですよ。紫波町は2,500万円で行っているのですから。実証実験というには余りにも、一桁少ないならまだ少し理解もできますけれども、これ本当にいいのですか、町長、こういうことを始めて。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 七飯町の地域公共交通の部分では、これまで10年間くらいいろいろなアンケート調査もして、巡回バスを走らせようとか、途中で、お金を取るなら乗らないというアンケートが多かったとかで中断してきたものもございます。いつまでたっても、机上で考えても始まらない。

そして今、私どものほうでは、将来的にはドアツードアの乗合式のデマンドバス方式がよいのではないかと考えております。その実証実験をする部分でのアプローチの仕方かほかの町とは反対の方法で私どもは考えさせていただきました。

というのは、先にシステムありきで動かしたところで、アプリだとかスマホでどうのこうのとか、まだその方向に今DXの部分で進んではいすけれども、まだまだそこまで使いこなしているという方も少ないのではないかと思います。

70歳以上の運転免許証のない、車を運転されない方を今回はターゲットとして、七飯町内での行動をタクシーでもって自由に移動してもらって、その中で、どの地域がどういうふうに動いている、時間帯はどうだ、タクシーが今、平松議員が言ったとおり、七飯町の場合は3社41台ある。七飯町にある資源をフル活用して、その中で皆それぞれ、タクシーのクーポン券が行った方々が同じ時間にかち合ってしまうと、もしかしたらタクシーが足りなくなる場合も想定されるかと思えます。

あくまでも2月1日から5月末での4か月の冬と春のシーズン、期間を、皆さんがお買い物だとか用事を足しに動くデータ取りというように、方向性としては、その中から効率のいい乗合デマンド式のほうに向かっていくという方向は持っているのですが、まずは町民の70歳以上の、一番交通弱者と言われる方々が外に出る、そういうようなきっかけづくりをして、これは1年、2年と続けるわけではございません。大変町民の方には申し訳ないと思えますけれども、七飯町のこれからの公共交通、鉄

路、それから路線バス、そしてタクシーという
ようなものの連携を深めた総合的な交通システ
ムの構築を目指して、まず人に動いてもらう。
そして一番必要としている方に使っていただい
て、今までアンケートの部分では、やはりタク
シー並みの機動力でバス料金程度の乗り物が欲
しいというような御意見もございます。

しかしながら、10年前だったら循環バス、
コミュニティバスとか時間に合わせて出てい
かなければならない。家の前まで来ないと。そ
ういう部分もあって、今は時代が進んできて新
たなシステムも、今回、12月15日から公立
函館未来大学のほうも学生を対象とした、これ
も学生を対象として対象者を絞ってやっている
わけです。

そういう意味で、七飯町の場合は70歳以上
の運転免許を所持されていない方に対象を絞っ
て、まずは外出の行動をしていただいて、その
中で、将来的には、時間とか交通の状況を見据
えた中で、乗合型にして経費を落とした形で、
それでないとは持続的にできないと思うのです。
それは皆さんと考えは全く同じでございます。
まずは動いてもらう、行動していただく。そ
の上でそういう支援をさせていただいて。大変
申し訳ございませんが、これは5月末でタク
シーチケット自体は、事業はあくまでも実証実
験という形で期間を決めてやらせていただきた
いと思いますので、御理解していただきたいと
思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 説明としては間違ってい
ない説明をしているのです。ぼつんぼつんと。
だけれども、根本的な話に答えていないので
す。できるのですかと聞いているのです、私。
きちんとしたデータが集まって、将来役立つこ
とに5,600万円というお金が生きるのです
か、全く生きないと思います。その評価の根
拠が、多分これを聞いていらっしゃる方も納得
できないと思います。70歳以上の免許を持っ
ていない方を対象にまずはやってみる。その
データってどれだけ大事なデータになるのです

か。目指すものは誰でも使える公共交通なの
でしょう。そこから行かなければ駄目だと思いま
す。

それと、高齢者に失礼だと思います。スマホ
を持っている方は結構います、今。アプリを入
れて、それを使えないという方はいます。でも
誰かが教えてあげれば、1回覚えればできるの
です。毎回毎回ID番号を入れてとかそんなこ
とはないですから。アプリを押すと、細かい話
はいいとしても、さっきも言ったように、事業
費以上です、5,600万円というのは。

私は、今回の議会で提案されていましたが学童
保育の料金に関する改定を提案されてましたけ
れども、撤回されています。これも撤回したら
どうですか。余りにも大きなお金です。うちよ
りも人口が多くて……。

○議長（木下 敏） 平松議員に申し上げます。
先ほどから補正予算の質疑に、気持ちは分
かるのですけれども、言いたいことは分かるの
だけれども、なるべくだったら一般質問の通告
の範囲内の中で、先般の全員協議会で事業規模
等があるからこういう質問の仕方になるのです
けれども、その予算がどうのこうのというの
は、この後、補正予算が提案された時点で、ま
た質疑がありますので、その時点でその部
分だけは質疑するようにして、簡潔に。要は、
見解の相違は相違でお互いにあるので、その辺
も簡潔に質問願います。

○3番（平松俊一） 了解しました。

この5,600万円という事業費をかけた実証
実験、これがお金の値があるのか。そのデータ
がこれからの協議会で、本当に必要なデータな
のか、再度お聞きをします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） このタクシーチケットの
実証実験の事業については、先ほどから、最終
的には町全体の、年齢制限とか、公共交通です
から、最終的には、70歳以上だとかというふ
うに区切ったものではなく、今回の実証実験に
ついては、一番必要としていると私どものほう
で考えている70歳以上で免許証のない方、車
のない方に対して、外出のきっかけをつくりた

い。お買い物もしたい。病院にも行きたい。その中で、1回500円のチケットが使えることによって、バス料金並みのタクシー料金になるという中で、お友達あるいは近所の方を誘って乗合で行くというようなことも考えられますでしょうし、そういう意味で実証実験をして。実証実験のサンプルというか、ターゲットとして70歳以上の運転免許証のない方として、今、実証実験のサンプルとして、今ターゲットに捉えているという中で、一番足として必要だという方々が使う部分に対しての次の施策を考えれば、全ての人ができる、使いやすい交通になる。

スマホができないとかできるとか言っているのではないのです。最初から、例えばタクシーの頼み方がやりづらいとか、どうのこうのとか、普通に電話で頼めるとか、手を上げれば止まるとか。今そこに親しんでもらうために、まずはそこからアプローチしていくと。

紫波町という先進地のお話も伺いましたけれども、そこは最初からその町の特性として、デマンド式のものをもっと最初から実証実験で採用されたのかもしれませんが、七飯町としては、まずは町民の皆さんがどういうふうに行動されるのか、活動しやすいように町のほうで促すという形で、今回のタクシーチケットのほうは企画させていただいて、あくまでも実証実験で、ここから全体のものに発展していくように進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 4問目、これで最後にしますけれども、どう考えてもおかしいです。先ほども言いましたけれども、免許を持って、車も持っているけれども、冬場は乗らなくていいのだったら乗たくない人だっているのです。例えば本町なら本町だけにエリアを全部決めて、タクシーのお金なんか取らないで、クーポンも出さなくて、運転手がみんなどこから乗ってどこで降りたと書くのだったら、そういうふうにしてやって、幾らぐらいお金がかかるか調べた

ほうがよっぽど的を射ていませんか。

乗ってくださいとクーポンを配っておいて、それがまともなデータなのか、普通に考えたら使えないデータだと思いますけれども、協議会の中にコンサルが入っていると思いますけれども、その辺の話というのは何かしていましたか、コンサル。役に立つデータだということを書いていましたか。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（花巻 亘） 協議会の中にコンサルティングの会社の方も入っていただいて、当然協議をしています。このようなデータの取り方が不適切だということではなくて、当然役に立つデータが取れるものというふうと一緒に協議をしながら進めてございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 見解の相違と言ってしまえばそれまでなのです。やってもしようがないのでこれでやめますけれども、5,600万円という補助金も何も入らない町の真水のお金を使おうとしているのですから、それなりの責任はちゃんと考えているのでしょうか。

次の問題に移ります。

5問目であります。道の駅なないろ・ななえの指定管理者制度を見直すことについての質問であります。

道の駅なないろ・ななえは3年契約で、施設管理を目的に令和4年度から2,219万9,000円の指定管理料が支払われております。当初からこの方針で運営しておりますが、町民の方々から、なぜ町に収益が入らないのかと質問を受ける機会が大変増えております。少なくとも施設を利用して収益事業を行っているのであれば、利用収入があつてしかるべきではないのかと。今後、こういうことを見直していく考えがないのか、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） それでは、5問目についてお答えしてまいります。

道の駅なないろ・ななえの指定管理につきま

しては、清掃や除雪、光熱水費など、道の駅を最低限運用するために必要な維持管理業務と民間の創意工夫により、様々なサービスを提供する自主事業の大きく二つに分けられます。このうち維持管理業務に関する経費を町が指定管理料として支払うもので、維持管理を指定管理者の努力により圧縮できた部分は、他の指定管理施設と同様に精算しないこととしております。

もう一つの自主事業につきましては、指定管理者が創意工夫により実施する事業により利益を上げていただきますとともに、町が直営で運営するよりも利用者へのサービスが充実することを期待しているところです。

例えば令和3年度の指定管理者の道の駅の全体の支出は約1億900万円ですが、町からは、公的な役割を担う指定管理料2,219万9,000円が支払われており、残りの8,680万1,000円を指定管理者が自主事業で賄っています。

令和4年9月の第3回定例会の決算審査特別委員会、町長総括質疑でも「企業努力によって利益を出しているにもかかわらず、町が納付させるというのはおかしくないか」という質疑がありまして、答弁として、「企業努力によって利益を生み出していることについて、町が過度に納付を要求することは慎むべきと考えます」と答弁しております。

なないろ・ななえは、先日の道の駅スタンプラリー完走者が選ぶ道の駅ランキングでも「ゆっくり休憩できた」「長時間滞在したい」、両部門で道内126駅の1位に輝くなど、利用者の評価も高く、これも指定管理者の努力によるものと評価しております。今後も指定管理者制度のよりよい活用のため、創意工夫を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 9月に行われました決算審査特別委員会、この中で、業者からもこういう声があったと町長がおっしゃった。それは、指定管理料をゼロとするということを目指す

と、こういう提案もあったということ、町長はおっしゃっていました。

何年か先という話ではなくて、一番最初の年は2,000何百万円か町に寄附してくださいましたし、次の年は100万円寄附をしてくださっています。これだけ全道1位を、確固たる位置を築き上げている施設ですから、町が要らない口出しをしないで、事業者の人たちに任せたいほうが、よっぽどこれからまだまだ伸びしろが出てくるというふうに考えるのですけれども、指定管理者制度というのは、本当に事業者にとってプラスになりますか。ここに甘えてしまって、思い切った何か新しい事業展開をしようとか、本来民間企業が目指すべきものを何か足を引っ張っているような気もしないでもないのです。この点のお考えはいかがですか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 指定管理料は、あくまでトイレの管理ですとか、道の駅に最低限必要な部分について支出しているものとして、事業者の方が自主事業をやることに対して、町のほうで何らたがをはめているとか、そういうことは全くございませんので、そこは民間企業のノウハウで、利用者のサービスが充実することを期待しているものでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） それは分かっています。あの場所に町があつた施設をつくった。それを利用していっぱい人を呼んでください。いっぱいもうけてください。その出だしとして指定管理という制度をつくったのはいい。軌道に乗っていますよね。やっている人たちが、もうお金は要らないのではないかというような趣旨の発言をしているということこの場で町長から聞いたわけですから、それであれば、いっそのこと任せてしまったらどうなのですかという質問です。

指定管理料が、例えばそれがないと銀行から融資を受けられないとか、そういう時期は脱していると思います。1億幾らもお金を動かせる

体制が整ったのであれば、なおさらもっといろいろ頑張ってもらって、できれば町に年間に500万円でも1,000万円でもお金が入るような仕組みに変えていく、今そういう選択をする時期に入っているのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 道の駅の指定管理者は非常に努力をしていただいて、今、現状があるということで認識しています。北海道の道の駅の特長として、夏場は非常に入り込みも多くて収入も多いのですけれども、冬場は落ち込むということもありますし、また、コロナ禍で閉めることを余儀なくされた期間もありまして、その期間についても全く町から負担をしているわけでもございませんので、いましばらく指定管理者の努力を見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 同じ話ですよ。私が言っているのは、民間事業者が民間事業者の感覚で預けたらどうですかと。七飯町がいろいろ自分で判断をして、そこにこういう予算をつけてあげましたからとか、そういうことではなくて、もう8億幾らも七飯町はあそこにつぎ込んで、なかなかうまくいっているみたいですから、もっと頑張れと。別に2,000何百万円はなくてはやれですよ。そこを聞いているのです。もうやめられる状況ではないですかということです。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） やめられる状況ではないと町のほうでは判断しております。努力して1億円以上の支出のうち町が約2割ぐらいしか支出していませんので、それもあくまで公的なトイレの維持ですとか駐車場の維持ですとか、公的な部分のみを町のほうが負担していると。あくまで指定管理者のほうは、まだ8,000万円ぐらいの自賄いで賄っているわけですので、まだまだ立ちできるような状態にはないと考えています。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 最後にしますけれども、あくまでも民間業者が民間業者としてやりたいようにやらせる。指定管理契約を結ぶと、いろいろの間も話が出ましたけれども、条件がつかますよね、責任だとか。責任を何も持たないで稼げという話ではできないでしょうけれども、もっと自由に、思い切って、表現は悪いですけども、稼いでくれと。後押しだけはすることでもいいのではないかと思うのですけれども、町長は、指定管理者制度はずっと続けるお考えですか。最後にこれだけ答弁をお願いします。

○議長（木下 敏） 町長。

○町長（杉原 太） 指定管理者制度というのは、そもそも活用されない公共施設を民間の発想で自由度をつけて、施設の活用をしていただきたいという発想の制度なのです。ですから、今現在受託されている法人の方につきましても、プロポーザルで自分たちの事業を提案していただいて、それが評価されて今現在も事業実施しているという状況ですので、決して自由度がないとか、そういうことではございません。

将来を見据えると、いろいろな民間の発想で、創意工夫で七飯町らしい道の駅を事業として推進していただいて、その中で収益が今の倍になったとか、そういうふうになってくれば、指定管理の委託料の部分も3年に1回積算し直しますから、収支を見た上で、2,000万円が少し下がるとか、そのまま行くとかという判断になると思います。

道の駅自体は公設でないと認められないという国の制度になってございますから、あくまでも道の駅は七飯町の施設として、そこでの営業というか、運用に関しては民間のノウハウを活用して磨いていただきたいという部分で進めておりますので、制度を御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 最後と思ったのですけれ

ども、七飯町のものは七飯町のものなのです。だから、例えば年100万円でもいいです、借地の地代金でもいいです。それだけもらったら、あとは好きに使ってくださいというやり方はできるのではないですか、指定管理にしくなくても。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（磯場嘉和） 先ほど町長からもありましたが、道の駅は公営の施設ですので、そこを運営するとなると直営でやるか、それから今の指定管理か、それから三セクをつくって三セクが運営するか、基本的には大体その三つがあります。

古い道の駅、昔からあるような、初期の頃の道の駅は直営でやっていて、トイレと駐車場だけやっていると。それから三セクをつくったり、指定管理という形になっていますので。今調べていないので分からないのですが、全く民間が運営しているということは私は聞いたことがございません。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 変ではないですか、例えば役場の職員が駅長で1人常駐していれば、それで役場のものでいいのではないですか。あとは、そこで民間の事業者がどんどんもうけてくれればいい話で、町には家賃が入る。それ駄目なのですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えいたしますけれども、ちょっと記憶違いがあるかも分かりませんが、指定管理の部分、公共施設を民間に貸す場合については制限がありまして、運営までやりなさいと。委託とは違うのです。運営までやって初めて民間が参入して、そこで管理運営という形になりますという形なのです。そういう形でない公共施設は、単純に民間にやってくださいという形にはならないと記憶してございます。

ですから、町が民間に貸す場合については、運営までつけて、管理運営全部つけて、民間のほうから提案を受けて貸すことができるという

一つのルール。そのまま無条件で民間のほうにはならないという解釈をしておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 予冷库はどうなっていますか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 予冷库も管理運営という形の中で、一応管理料は払っていませんけれども、指定管理という形を取っています。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 同じ考えでできないのですか、道の駅は。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 商工労働観光課長がお答えしたとおり、今現在の中で、初年度はよかったのですが、その後コロナが発生して、今現在の中で1億円ほどの売上げに対して2,000万円やって、約8,000万円は自主運営でカバーしていると。1億円稼げるかといったら、今の段階では稼げないということです。今の状況はです。指定管理料2,000万円というのは、根拠を持って、その分については駐車場とかいろいろものでかかる分、町で持たなければ駄目な分を積算しているだけであります。その分、自主事業の中で稼げるかということ、それはそこまで、今現在の中で、実績の話の中で、まだ稼いではないということ。これが稼げるようになるのであれば、また話が別になってくると。それは町と指定管理者のほうの話合いになると思いますけれども、基本的には、一生懸命努力していただいて、そこでもうけてくださいと。かなりもうければ別です。ある程度もうける分については一生懸命やってくださいと。それを今度別な展開で、自主事業に投資して、より多くもうけてくださいという形の発展に持っていくのが理想的かと思ってございます。ただ、出たから町のほうにくださいとなるような制度ではない。

それから、予冷库のほうとは全く別な考えをしていきたいと思ってございます。同じ指定管

理ですけれども、あちらのほうは、決まった方々がお金を出し合って利用料を払って、その中で運営できるという運営方式を取らせていただいていますので、それと一緒にされてもまたちょっと議論がかみ合わなくなってくるのかと
思っていますので、その点、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 畑中静一議員。

○7番(畑中静一) 一般質問中ですけれども、一般質問には時間のルールというものを設けているはずです。まだ大丈夫なのか。(「まだ大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 説明は分からないです。指定管理をやめてもちゃんとやっている、もう整っていると思うのです。道の駅に入っている人たちは。それをやらせば全然、1億円がどうのこうのとか、その説明はおかしいと思うのです。

予冷庫と比べての話は、あれはあれこれはこれというのは、それもよく分からないです。

○議長(木下 敏) 副町長。

○副町長(宮田 東) 後でいろいろ調べたりして議論していくべき案件かと思ひますけれども、私どもの解釈の中では、道の駅は公共施設の一部であって、道の駅という看板をしよう以上は町のほうでやっていかなければ、基本的には町でやるべきものデすということデす。それで道の駅という看板がもらえている。それを民間のノウハウを入れて、より活性化した施設にしていきますと、避難施設とかはそういうものは町のほうでやらなければ駄目、案内的なものは町でやらなければ駄目、そういう義務があります。その中のルールを仕分けして、指定管理料という形の中で払って、片方は自主事業で、お客さんに喜んでいただけるといふ、色分けをしているという形になつてごさいます。

ただ、基本的には、指定管理するような方向でないと貸せないですという形のルールに従つて、私どもはそういう形の中で運営を委託して

いるという形デす。まるきり無条件で民間に貸すというなら、多分道の駅の看板を取らないと駄目ではないかと私どもは解釈しているという
ことで、御理解いただきたいと思つてごさいます。

以上デす。

散 会 の 議 決

○議長(木下 敏) この際、お諮りいたしま
す。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたし
たいと思ひますが、これに御異議ごさいません
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よつて、本日の会議はこの程度にとどめ、散
会することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長(木下 敏) 本日は、これをもって散
会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時29分 散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、
ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員